



神奈川県

KANAGAWA

令和6年度 国の施策・制度・予算に関する提案

令和5年6月
神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、これまで、「いのち輝くマグネット神奈川」を基本理念に超高齢社会や将来到来する人口減少社会をはじめとする様々な課題への対応を着実に進めてきました。

引き続き神奈川の魅力を一層高め、全ての県民のいのちを輝かせるため、徹底した県民目線で施策を展開していきたいと考えています。

特に喫緊の課題への対応として、子どもが健やかに成長し、県民が安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するため、子ども・子育て施策の充実に向けた取組を進めています。

また、脱炭素社会の実現に向け、企業や家庭など多様な主体の取組を後押しするとともに、県有施設への太陽光発電導入等の取組を推進してまいります。

不安定な国際情勢や世界的な物価高騰が続く中で、今後の税収動向を見通すことも難しくなっています。

こうした中で本県の取組を着実に進めるためには、国による施策・制度の改革が必要なものが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、令和6年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年6月

神奈川県知事 美濃祐治

目 次

I 子どもたちへの支援の充実	
1 安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備	1
2 子どもを守るセーフティネットの整備	7
II 脱炭素	
3 脱炭素社会の実現	16
III 地方税財政制度	
4 地方税財政制度の改革	21
IV DXの推進	
5 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	23
V 安全・安心	
6 防災・減災、国土強靭化の推進	29
7 犯罪被害者等支援の充実強化	40
8 基地対策の推進	41
VI 産業・労働	
9 喫緊の課題に対応する中小企業への支援	46
10 都市農業の持続的発展を図るために税制度の見直し	49
VII 健康・福祉	
11 健康・長寿社会の実現	51
12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	58
13 当事者目線の障がい福祉の推進	64
14 医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策	69
15 新型コロナウイルス感染症対策	71
16 生活困窮者対策の推進	74
VIII 教育	
17 公立中学校等における休日の部活動の地域移行	79
18 教員不足の解消に向けた対策	81
IX 県民生活	
19 拉致問題の早期解決	83
20 ヘイトスピーチ対策の推進	85
X 県土・まちづくり	
21 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上	87
22 摩耗した路面標示の補修促進	91
23 水道事業広域化の推進	92
24 県営住宅の健康団地への再生	94
参考 提案事項 府省別一覧	96

I 子どもたちへの支援の充実

1 安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

1 子ども施策の更なる充実・強化

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

(1) 「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、子育て世帯への経済的支援や、仕事と育児の両立など、幅広い分野の施策がパッケージで提示されたが、今後3年間について「こども・子育て支援加速化プラン」を基本に、子ども施策の更なる充実・強化を図ること。併せて、これらの施策が全国どこにおいても着実に実施されることが重要であることから、施策実現のための安定的な財源を国の責任において確保すること。

また、若い世代が希望通り結婚できるよう、「こども・子育て政策の強化について（試案）」にて具体的に示されなかった非正規雇用などの低所得者の所得増及び結婚支援についても、今後、施策の具体化の際に位置付けを明確にし、早期に対策を実施すること。

◆現状・課題

国の将来人口推計（中位）よりも8年前倒しで、2022年に出生数が80万人を割り、少子化が予測を大きく上回って進行している中、令和5年3月末に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」で示された施策を着実に推進することが重要である。

また、「こども・子育て政策の強化について（試案）」では児童手当の拡充や出産費用の保険適用、高等教育費の負担軽減など、経済的支援の強化策が示されたが、実施に当たっては新たな財源が必要となる。

少子化対策を安定的かつ効果的に推進するためには、地方自治体に新たな財政負担を求めることなく、国主導で安定的な財源の確保を行う必要がある。

また、少子化の要因の1つとして、未婚化・晩婚化があるとされており、若い世代の所得を増やし、将来の見通しを持てるようにするための施策が緊急に求められている。

国は、これまで結婚新生活支援事業などにより地方自治体の取組を支援してきたが、婚姻数の減少には歯止めがかからず、更なる支援の拡充が必要である。

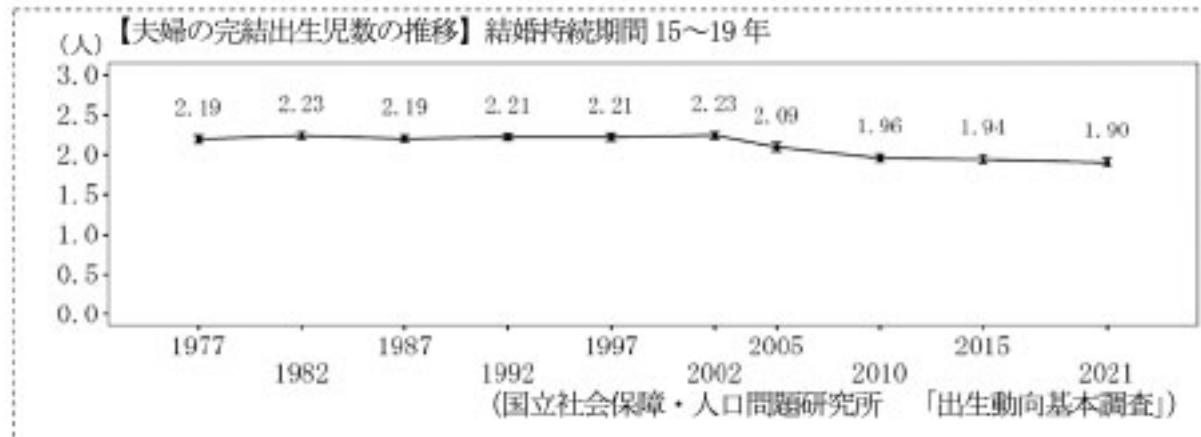
しかし、「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、基本理念として「若い世代の所得を増やす」ことが必要としながらも具体策が示されていない。

少子化の進行を食い止めるためには、賃上げの取組や非正規雇用の正規化などの労働政策や、結婚支援のための取組が必要である。

◆実現による効果

安定的な財源が確保されることで、全国一律の少子化対策の実施が可能となる。

また、夫婦の完結出生児数（初婚どうしの夫婦の平均出生子供数）は、1977年（2.19）から2021年（1.90）まで緩やかな減少に留まっていることから、若い世代の結婚の希望をかねる施策の充実により、出生数の低下を食い止める効果が期待される。



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課、青少年課)

- (2) 国が主導して妊娠・出産・子育てに係る行政手続のデジタル化を進め、子育て世帯の負担を軽減するとともに、情報・データを活用したプッシュ型の情報発信・支援を充実させる「こどもDX」を推進すること。

◆現状・課題

子育て世帯が行政サービスを利用するにあたり、市町村の窓口に赴いて手続を行うのではなく、手続のデジタル化を進め、電子母子手帳システムやマイナンバーを起点とした全国共通の申請手続システムを構築し、オンラインで完結するスキームを実現する必要がある。

また、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援を実現するためには、子育て当事者のニーズに寄り添ったプッシュ型の情報提供や、行政機関が持つデータを連携させ困難を抱える子どもを見守るシステムなど、DXを活用したきめ細やかな伴走型支援が必要である。

◆実現による効果

行政手続のデジタル化を進めることで、行政手続の利便性が向上し、子育て世帯の負担が軽減される。また、DXを活用したプッシュ型情報提供や伴走型支援などにより、子ども・保護者の孤立を防ぐことができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

2 待機児童対策の一層の推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

- (1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のため必要とされる1兆円超の財源のうち、財源措置の方針が示されていない0.3兆円超の財源についても早急に確保し、本来、新制度が目指すべき質の向上を図ること。

◆現状・課題

子ども・子育て支援新制度において、国の令和5年度当初予算では、必要とされる財源1兆円超のうち、消費税増税分以外で財源措置するとしている0.3兆円超の財源については、チム保育推進加算の充実など、一部の項目のみ措置されている。

◆実現による効果

0.3兆円超の財源確保により、延長保育の充実等が実施される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (2) 子ども・子育て支援新制度が目指す待機児童ゼロを実現し、子育てしやすい環境を整えるため、保育所整備に係る補助率のかさ上げを継続するとともに、医療的ケア児の受け入れ対応など多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに対する地方への財政的支援を充実強化すること。

◆現状・課題

本県における保育所等利用待機児童数は令和4年4月1日時点で220人であり、またいわゆる潜在的待機児童数は7,226人に上り、幼児教育無償化に伴う保育ニーズの増加も予想されることから、今後も継続した保育の受け皿の整備が求められている。保育所等の整備に関する補助率のかさ上げ(1/2→2/3)を継続するとともに、医療的ケア児の受け入れに係る助言指導や保育士等の技術研修受講に係る費用に関する補助制度の創設など、多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに継続して取り組む必要がある。

◆実現による効果

保育所等の整備に関する地方への財政的支援の拡充により、保育ニーズの受け皿の整備が一層進む。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (3) 今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があることから、保育士の処遇について、公定価格上の配置基準の見直しや、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。

◆現状・課題

保育士の待遇については、平成29年度に、一定の知識・経験を有する者への月額4万円の追加的待遇改善が図られたほか、令和4年2月から、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が実施されている。

しかし、保育士の賃金は、全職種の平均と比較して月額8万円程度低額となっており、保育士の確保のためには、保育士の給与水準の更なる改善が必要である。

また、保育士の配置基準については、保育の質の向上のために、現在、3歳児保育についてのみ、基準を上回る職員配置に対し公定価格上の加算として給付している。

「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、1歳児や4、5歳児の配置基準の改善が示されたが、法令上の基準を引き上げると保育士不足から受入児童数の抑制につながる恐れがあることから、配置基準の改進は、公定価格の加算により実施することが望ましい。

◆実現による効果

公定価格の加算により配置基準が改善され、給与水準が全職種平均まで改善されることにより、保育士への就業希望者が増え、保育士不足の解消が進む。

[本県の保育所等定員数、保育所等利用申請者数及び待機児童数の推移]



※ 数値は各年度4月1日時点のもの。（厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(H30～R4)を基に作成）

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課）

3 子どもの医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、厚生労働省

国、都道府県、市区町村が一体となって子どもへの支援ができるよう、国の責任において窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに全面廃止すること。

◆現状・課題

子どもの医療費助成制度は、子どもの健全な育成支援、保健対策の充実、保護者の経済負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市区町村において実施され、全ての都道府県が財政支援をしており、子どもが安心して医療を受診できるよう大きな役割を果たしている。

特にコロナ禍の長期化により困窮する世帯に対しては、市区町村において実施している医療費助成制度の拡充など、経済的な支援の必要性や重要性がますます大きくなっている。

国においては、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、子どもに関する施策の充実を図っているところである。

子どもの医療費助成制度は、子育てをしていく上で重要な役割を担っているが、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象となる子どもの年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、自治体の財政力などにより制度が異なっている。

そのため、未来を担う子どもを安心して「生む」「育てる」「守る」ことができる社会の実現を目指し、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要である。

また、現在、地方自治体が独自に医療費の助成を行った場合、国民健康保険の国庫負担減額調整措置が行われている。令和5年3月末に公表された「こども・子育て政策の強化について

(試案)」では、子どもの医療費助成の実施に伴う減額調整措置を廃止する方向性が示されたが、市町村の国保財政に影響を与えるものであることから、早急かつ着実に全面廃止すべきである。

◆実現による効果

全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課、健康医療局医療保険課)

4 大学等での学びの推進

【提案内容】

提出先 文部科学省

家庭の経済状況にかかわらず、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、多子世帯への支援の充実も含め、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、高等教育の修学支援新制度を拡充すること。

◆現状・課題

高等教育の修学支援新制度は、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、住民税非課税世帯などの学生を対象に、授業料の減免や返済不要の奨学金を給付しているところであるが、世帯の年収に応じた補助額が十分でなく、特に多子世帯は、一時的に教育費負担が増大することにより家計への教育負担が重くなるため、支援の充実が求められている。

令和5年3月末に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」においても、令和6年度からの多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大が示されたところであるが、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況により修学を諦めてしまうことがないよう、真に支援が必要な家庭に十分な支援を届けるためには、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、更に制度を拡充する必要がある。

◆実現による効果

高等教育の修学支援新制度を拡充することにより、家計が厳しい状況でも、修学を諦めることなく大学等で学ぶことができる環境が整備され、若者の自立支援の強化につながる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課）

2 子どもを守るセーフティネットの整備

1 児童虐待防止対策の推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

- (1) 児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置について、十分な人材の確保ができるよう、国の責任において、育成対策並びに財政支援を講じること。

◆現状・課題

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっている。

そのため、国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を決定するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、児童相談所の体制や専門性の強化等に取り組むこととした。

さらに、令和元年6月には児童福祉法の改正等により、児童福祉司の配置基準に加え、児童心理司の配置基準が法定化された。このほか、弁護士の配置や、医師・保健師の配置の義務化など、児童相談所の体制強化等を図るための方策が決められた。

本県では、これまで、児童福祉司や児童心理司等の確保や職員の専門性の向上に取り組んできたが、虐待相談対応件数も多く、更なる職員の増員を図らなければならない。しかし、近隣自治体においても同様に人員の増員が図られているため、職員の確保が非常に困難である。また、急激な増員により経験年数の浅い職員の割合が増え、研修に係る職員の負担も増大している。こうした状況に対応するため、児童福祉司任用前研修等の義務研修について、年間を通して各地方自治体が活用できる研修システムの構築や財政的支援が必要である。

◆実現による効果

児童相談所職員の専門性が高まることで、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等が確保され、児童相談所の体制強化が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

- (2) 要保護児童の一時保護先の確保のため、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置促進が図られるよう、一時保護実施特別加算費の拡充を図ること。

◆現状・課題

本県では、児童虐待相談対応件数に比例し、児童相談所の一時保護所が慢性的に定員超過の状態が続いている。

そのため、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制整備について」(曜児発 0905 第2号)にて示された方針は、大変有効な取組であると受け止めている。

しかし、一時保護専用施設は、家庭等から子どもが不安を抱えた中で突然保護される場所であり、子どもへの十分なケアと24時間体制の見守り体制が必要である。また、保護される子どもが抱える事情は様々であり、集団が安定せず運営に当たっては様々な配慮が求められる。

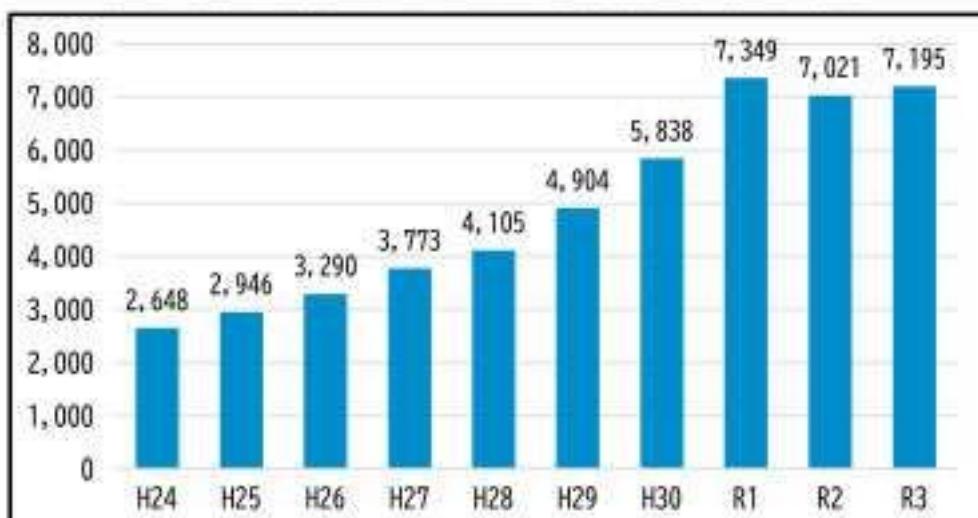
こうした中、一時保護専用施設の安定した運営を行うためには、「一時保護実施特別加算費実施要綱」で規定される専任職員の配置では十分ではないため、当該事業の運営は厳しいとの見通しがあり、実施につながっていない状況である。

のことから、地域小規模児童養護施設と同等の「児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算」により、一時保護専用施設において安定的な一時保護の受入が可能となるよう、各加算費保護単価の拡充を図る必要がある。

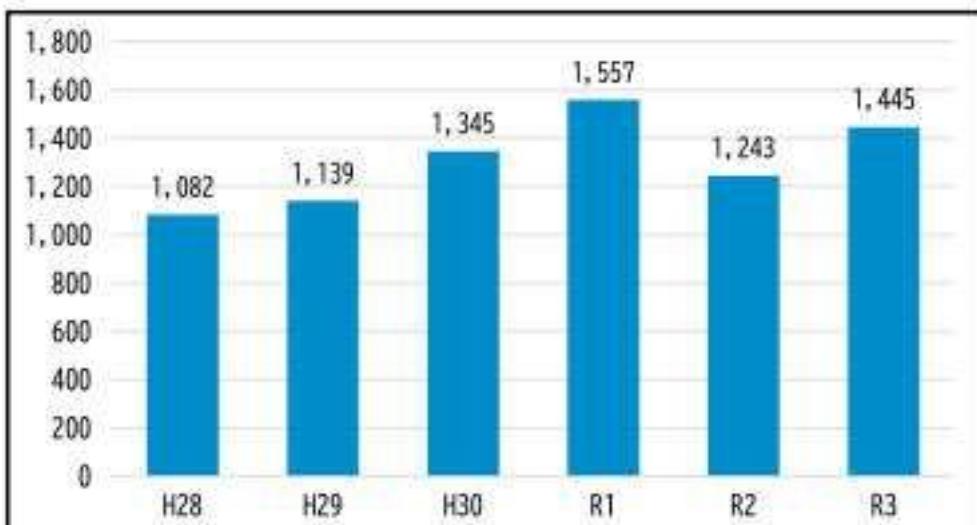
◆実現による効果

一時保護受入体制が整備されることにより、保護が必要な事案に対し、迅速・的確な一時保護対応が可能となり、要保護児童の安全の確保と権利擁護が図られる。

本県所管児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



本県所管児童相談所における一時保護児童総数（一時保護所・委託）の推移



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

- (3) 一時保護開始時の司法審査の導入に向けて、児童相談所の事務負担を最小限とし、簡潔な手続により遅滞なく一時保護の実施ができるよう、司法との十分な調整を図り、早期にその具体的な内容を明らかにすること。

◆現状・課題

令和4年の児童福祉法改正により、一時保護の適正性や手続の透明性を確保するため、一時保護開始の判断に関する司法審査の導入が予定されている。現在、国が設置する実務者作業チームにおいて、運用や実務の詳細についての議論が行われており、今秋にはマニュアル案が公表される予定であるが、各地方自治体においても内容を吟味し、関係職員への周知、研修等を行う必要があることから、できるだけ早期に全容が明らかにされることが望ましい。また、平成29年に導入された、家庭裁判所による一時保護の審査（親権者の意に反して2ヶ月を超えて行う場合）では、当初の想定よりも児童相談所に係る事務負担が大きく、業務が逼迫している状況がある。こうした状況を踏まえ、児童相談所や一時保護の実態に即した制度とするため、可能な限り簡潔な手続により運用が図られるよう、司法との十分な協議、調整の下に実施されることが望まれる。

◆実現による効果

児童相談所における事務負担を軽減し、必要な一時保護を遅滞なく実施できるとともに、関係職員への周知、研修等の十分な準備期間が得られることで、円滑な運用が図られる。

実務者作業チームのスケジュール案



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

(4) こども家庭センター設置に向けた、市町村の人員体制の強化及び必要な財源措置を講じること。

◆現状・課題

令和4年の児童福祉法改正により、市町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置が求められている。併せて、市町村の支援メニューの充実が図られ、切れ目ない支援の実現が期待されている。

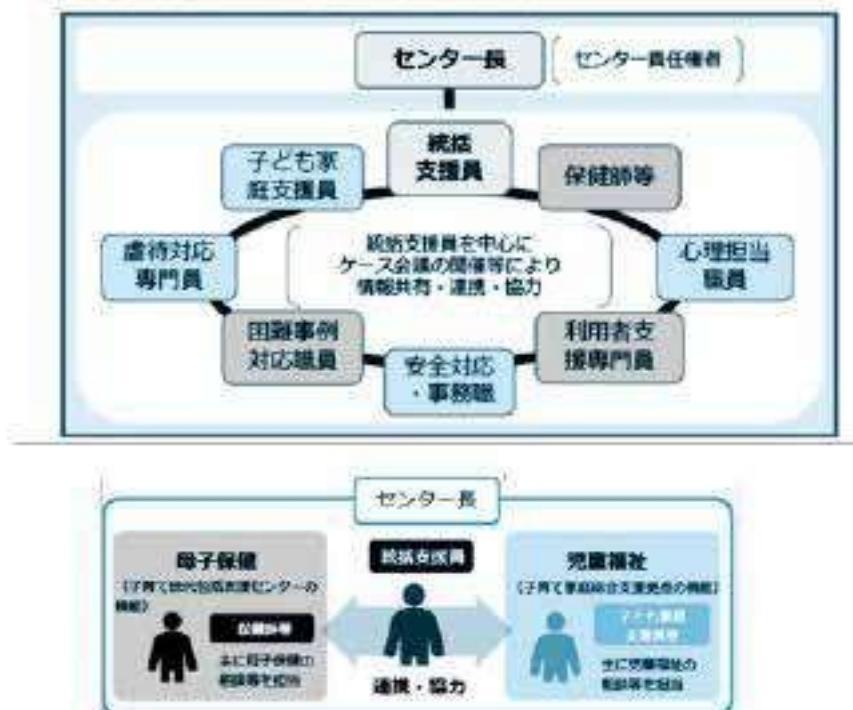
こども家庭センターにおいては、母子保健と児童福祉双方について十分な知識を持つ統括支援員を中心として、子ども家庭支援員や保健師などの専門職の連携、協力の下支援を行うこととされている。しかし、各市町村においては、人員体制が必ずしも十分とは言えず、統括支援員を担えるだけの人材確保が困難な状況がある。また、国は各地方自治体の規模別に柔軟な人材配置を検討予定としているが、未だその内容は明らかにされていない。

以上のことから、各市町村の人員体制を強化し、必要な人材を確保し得るための財源措置を講じることが必要である。

◆実現による効果

こども家庭センターの設置により、住民にとって身近な場所で様々な支援メニューを活用することができ、妊産婦から切れ目ない支援が展開されるとともに、児童虐待の未然予防の効果も期待される。

【こども家庭センターの組織体制のイメージ】



（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課）

(5) 増大する児童虐待相談に対応するため、国が開発を進めるAIを活用した緊急性の判断に資するツールについて、各地方自治体が運用しているシステムと統合を行うなど改善を図ること。

◆現状・課題

本県では、増大かつ複雑困難化する児童虐待相談に対応するため、児童相談所では、児童福祉司及び児童心理司を増員するとともに、弁護士、医師、保健師、警察官などを配置し、その専門的知見を活用しながら、多職種が連携して対応している。さらに、市町村や学校、警察などの関係機関と、地域でネットワークを構築し、虐待対応に取り組んでいる。

こうした体制や連携の強化を進めることにより、児童が亡くなるなど、痛ましい事件が発生しており、更なる体制の強化が必要である。

国で開発を進め、一部の地方自治体でモデル事業を実施しているAIを活用した緊急性の判断に資するツールについては、業務効率化により負担軽減につながるとされている。しかし、既存システムとの併用を前提としており、業務の煩雑化が懸念されるため、統合を行うなど改善を図っていくことが望まれる。

◆実現による効果

蓄積された情報をAIが解析・予測することにより、児童相談所職員の判断がサポートされ、負担が軽減されるとともに、一貫性を持ったリスクアセスメントが可能となる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

(6) 児童虐待対応において、児童相談所に対応が一極集中している現在の状況を抜本的に見直し、適正な役割分担とすること。

◆現状・課題

児童相談所は、児童虐待事案について、24時間365日の通告の受付、一時保護、在宅支援、施設入所など、介入から支援まで幅広い役割が求められており、国は、強化プランや法改正により、児童相談所の体制や専門性の強化に取り組んできた。

また、保護者と対峙する役割と寄り添う役割を並行して担うことが難しいことや、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の導入により、市町村も通告先であるにもかかわらず、再び児童相談所へ通告が集中するようになっていることなどについて、国の社会保障審議会でも指摘され、児童相談所に役割が集中していることについて議論されてきた経過がある。

児童相談所の体制については、人材確保や育成対策、財政支援等により、引き続き強化を図っていく必要があるが、同時に、児童相談所に過度の負担が集中する状況自体を変えていく必要がある。

複雑困難化する児童虐待への対応については、市町村のほか、裁判所や警察をはじめとした関係機関が果たす役割は大きく、児童相談所に集中している現在の状況を抜本的に見直し、適正な役割分担とすることが望まれる。

◆実現による効果

児童相談所に集中している児童虐待対応について、現在の構造を見直すことにより、児童相談所が専門性を有する相談援助機能の充実が図られ、児童虐待の未然防止も期待できる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

2 子どもへの意見聴取の円滑な運用

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

改正児童福祉法により、令和6年度から児童福祉施設の入所時や退所時などの措置時における子どもの意見聴取が義務化される。各地方自治体が適切に業務を開始できるよう意見表明等支援員の養成に向けた必要な支援を行うこと。

◆現状・課題

本県では、年間約1,200件の施設の入退所等の措置を行っており、1,200人の子どもの意見聴取が必要となる。意見聴取は、今後国から示される養成研修の課程を受講した者（意見表明等支援員）が行う必要があるが、意見表明等支援員は、年齢や障がいなど、子どもの特性に応じた工夫や相応のスキルが求められることから、早期に養成研修を開始し、質の向上を図る必要がある。

◆実現による効果

令和6年度当初より、措置時における子どもの意見聴取について、円滑な運用が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

3 社会的養育経験者（ケアリーバー）の自立支援の推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

社会的養育経験者（ケアリーバー）に対する自立支援を強化するため、入居者に対する生活・就業支援を行う自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の財政措置の拡充を図ること。

◆現状・課題

自立援助ホームの職員配置は、入居定員が6人以下の場合、「指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には、残りを補助員をもって代えることができる」と「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱」（厚生労働省児童家庭局・平成29年3月31日一部改正）にある。

一方で、同じ定員規模である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでは、設置運営要綱上では自立援助ホームと同じ職員配置であるが、「児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算」により、入居定員6人の場合、「児童指導員又は保育士を最大3名加配する」とされており、自立援助ホームよりも安定的な運営が可能な状態となっている。

児童年齢を超えた社会的養育経験者に対する自立支援については、児童福祉法等の改正も議論されており、社会的に必要性が高まっている一方、その支援の担い手である自立援助ホームの現状の職員配置では、週に複数回の宿直が必要になるなど、運営が厳しい状況である。

◆実現による効果

自立援助ホームの措置費が拡充されることにより、設置数が増加し、支援対象者の年齢要件の弾力化（年齢制限の撤廃）に対応した支援体制が構築できる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

4 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、文部科学省

子どもの貧困対策については、教育や生活の安定に資するための各支援施策において、総合的な対策を強力に推進するとともに、社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成に、国を挙げて取り組むこと。

また、子どもの貧困の潜在化などを踏まえ、地域で子どもの居場所づくり（子ども食堂等）を行う団体等への支援を強化するため、団体間のネットワークづくりに対し、市町村のニーズに寄り添うきめ細かな支援となるよう充実を図ること。

◆現状・課題

子どもを取り巻く環境は厳しく、2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らす貧困の状態にあるとされている。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、社会の脆弱性が浮き彫りになり、特に弱い立場にある子どもたちへの支援を強化する必要がある。

貧困などの困難な環境にある子どもに対して、実効性のある支援を行き渡らせるためには、その背景にある様々な社会的要因を踏まえ、教育などの各支援施策において総合的な対策を推進し、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むことが不可欠である。

また、コロナ禍で子どもの貧困が潜在化していることから、地域で子どもやその保護者に対して支援を行う団体等（子ども食堂等）が継続的に活動できるよう支援を強化する必要がある。

◆実現による効果

子どもの貧困対策の推進により、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現につながる。

区分	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
子どもの貧困率 (前回との比較)	13.7% (△0.7)	14.2% (+0.5)	15.7% (+1.5)	16.3% (+0.6)	13.9% (△2.4)	13.5% (△0.4)
						14.0%※

※OECDにて改定された新基準値

(厚生労働省「令和元年（2019年）国民生活基礎調査」より作成)

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課）

5 ケアラー・ヤングケアラーへの支援

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

法令上にケアラー・ヤングケアラーが支援の対象であることを明確化するとともに、国・都道府県・市区町村の役割分担についても明らかにすること。

また、ケアラー・ヤングケアラーの支援に向け、福祉・介護・医療・教育との連携や、声を上げやすい環境づくりを行うとともに、財政的支援を拡充すること。

◆現状・課題

ケアラーとは、一般的に「こころや身体に不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」とされている。

ケアラーは、18歳未満のヤングケアラー、18歳以上の若者、育児と介護などのダブルケアを担っている人、老々介護をしている人など、全世代にわたって存在している。

ケアラー・ヤングケアラーに必要な支援は、年齢や属性により、福祉分野のほか、教育や労働など多様な分野にわたっており、困難を抱える全世代のケアラーを切れ目なく支援していくことが重要である。しかし、ケアラー・ヤングケアラーは、自発的に声を上げにくく、各種支援制度のはざまに陥りがちであり、必要な支援が受けられないことも懸念されるため、支援の対象であることを法令上明確にするとともに、国・都道府県・市町村の役割を明確化しておく必要がある。

また、国では、ヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、「ヤングケアラー支援体制構築モデル事業」により都道府県や市町村のヤングケアラー支援事業に財政支援を行っているが、補助率が2／3にとどまっている。より多くの都道府県や市町村が支援に取り組めるよう、財政的支援を拡充する必要がある。

◆実現による効果

ケアラーが支援の対象であることが明確化され、国・都道府県・市区町村の役割分担が法令上で整理されることにより、それぞれの支援の取組に根拠ができ、各支援機関がより支援に取り組みやすくなることで、制度や分野を横断してケアラー・ヤングケアラーにとって必要な支援が行えるようになる。

また、国が広く積極的に周知啓発することなどにより、ケアラー・ヤングケアラーが声を上げやすい環境づくりが期待できる。

さらに、ケアラー・ヤングケアラーへの支援に対する財政的支援を拡充することで、都道府県及び市区町村の積極的な事業展開を期待できる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、子ども家庭課)

6 医療的ケア児への支援の充実強化

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

医療的ケア児等がその居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援が受けられるよう地域資源や人材確保等の充実強化を図るため、十分な財政支援を行うこと。

また、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援を受けられるようにするために、学校に配置する看護師を確保できるよう十分な財政支援を行うとともに、特別支援学校において、救急救命士が看護師と同様の業務を行うことができるよう、必要な措置を講じること。

◆現状・課題

- (1) 医療的ケア児が増加する中、医療的ケア児を在宅等で支える医療人材をはじめとする医療資源は依然として不足しており、家庭での生活、通学及び学校での活動等における医療的ケアが、保護者の大きな負担となっている。国においては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を施行し、医療的ケア児の生活を社会全体で支えることを、その基本理念としたところであるが、保護者の負担軽減等に向け、一層の取組を進める必要がある。
- (2) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第10条第2項では、「医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずる」ものとされている。学校に在籍する医療的ケア児への対応に当たっては、看護師が、機器の管理や医療的ケアの実施など、実働を担っていることから、看護師の適切な人数を確保することが重要であり、そのための十分な措置が必要である。また、看護師が十分確保できない現状を踏まえ、看護師と同様の業務が担える人材の積極的な活用が必要である。

◆実現による効果

地域資源や人材確保等の充実強化が図られることで、医療的ケア児とその家族が、居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援を受けられるようになり、ライフステージに応じた切れ目のない支援が実現する。

また、看護師の適切な人数を確保することにより、医療的ケア児が、保護者の付添いがなくても、適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようになるとともに、特別支援学校において、看護師及び看護師と同様の業務を担う人材を確保することにより、保護者の付添いの解消が一層図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、教育局特別支援教育課)

II 脱炭素

3 脱炭素社会の実現

1 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大

【提案内容】 提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省

- (1) 再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、災害時も停電のないくらいを実現するため、新築・増改築する建築物について、日照条件等から設置が困難なものを除き、太陽光発電等の再エネ設備の設置義務化に向けた検討を加速させること。

◆現状・課題

建築物省エネ法が令和4年6月に改正され、建築物を新築・増改築する場合には、省エネ基準に適合させることが義務付けられたが、2050年脱炭素社会を実現するためには、更なる対策強化が必要である。

国の検討会の取りまとめ結果（令和3年8月 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方）では、省エネ基準の段階的な引上げなどに加えて、太陽光発電の設置義務化も選択肢の一つとして検討すべきことが提案されている。

太陽光発電の設置義務化については、現在、一部の地方自治体が独自措置を講じているが、地球温暖化対策に係る枠組みや規制の在り方は、本来的には国において対処されるべき課題である。

こうしたことから、建築物の省エネ基準適合義務と同様に、太陽光発電の設置義務についても、全国一律の措置として、国において検討を加速させる必要がある。

(参考) 建築物省エネ法改正の概要

	非住宅	住宅	[改正前]	[改正後]
大規模建築物（2,000 m ² 以上）			適合義務	適合義務
中規模建築物（300 m ² 以上 2,000 m ² 未満）			届出義務	適合義務
小規模建築物（300 m ² 未満）		説明義務*		2025年4月 施行予定

* 設計に際し、建築士から建築主に書面で省エネ基準への適合等の説明を行うことが必要

◆実現による効果

建築物への太陽光発電等の再エネ設備の設置が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

- (2) 一般送配電事業者が有する固定価格買取制度を利用しない再生可能エネルギー等の設備容量の情報及び建築事業者等が有するZEBの建築実績の情報を集約し、開示すること。

◆現状・課題

再生可能エネルギー等の導入状況を正確に把握することは、地方自治体がエネルギー政策を進める上で不可欠であるが、現在、固定価格買取制度を利用しない太陽光発電やコーチェネレーション、燃料電池の設備容量の情報は、一般送配電事業者からは開示されていない。

また、国の補助やBELS（建築物省エネルギー性能表示制度）認証を受けていないZEBの建築実績の情報は、建築事業者等から開示されていない。

そこで、これらの情報を国において集約し、開示する仕組みづくりが必要である。

◆実現による効果

地方自治体がエネルギー政策を進める上で必要な情報が開示され、精度の高い検証が可能となり、効果的な施策の推進につながる。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

2 電気自動車（EV）の更なる普及拡大

【提案内容】

提出先 経済産業省

住民の多くが集合住宅に居住する都市部においてEVを普及させるため、集合住宅へのEV充電設備の導入に向けた取組を推進すること。また、EVの利便性の向上のため、経済産業省の充電インフラに対する補助事業における「経路充電」の対象を広げることで、EV急速充電設備整備に対する支援を拡充すること。

◆現状・課題

集合住宅へのEV充電設備設置については、費用負担の課題に加え、管理組合の情報不足や住民の合意形成の難しさ等が導入の課題となっている。

そのため、費用負担を極力抑えるための財政的支援に加え、EV充電設備の導入が進むような制度設計や仕組みづくりが必要である。

また、今後、EVが普及していくことで充電渋滞が起こりやすくなることが懸念される。

そこで、経済産業省の充電インフラに対する補助事業における「経路充電」の対象を、例えば国道に面した公園等、一定程度の利用量が見込める場所に広げることで、EV急速充電設備の整備を進める必要がある。

◆実現による効果

都市部におけるEVの普及促進につながる。

充電渋滞が緩和又は解消されるとともに、目につきやすい場所にEV充電設備の設置が進むことで、充電への不安が解消され、EVの普及促進につながる。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

3 水素社会の実現に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

水素社会の実現に向け、水素ステーションの整備促進など、「水素基本戦略」等を踏まえた、水素利用拡大のための取組を推進すること。

◆現状・課題

水素ステーションについては、日本水素ステーションネットワーク合同会社（JHyM）が整備を進めているものの、燃料電池自動車（FCV）ユーザーの利便に供する最適な配置には時間を要している。

また、国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、「第6次エネルギー基本計画」及び「水素基本戦略」を策定し、その中で水素は発電・輸送・産業など幅広い分野での活用が期待されているが、水素の利用拡大に向けては、規制緩和や財政的支援を充実させていく必要がある。

◆実現による効果

水素ステーションの整備促進などにより、水素の利用拡大が図られる。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

4 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 内閣官房、経済産業省、環境省

脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給との両立を図る観点から、火力発電の脱炭素化に向けた支援策を講じるとともに、こうした施策が国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧に説明すること。

◆現状・課題

火力発電は、東日本大震災以降の電力の安定供給や災害時等における電力レジリエンスを支えてきた重要な供給力であり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が進む中で、当面はその変動性を補う調整力・供給力としての役割を担っている。国は脱炭素社会の実現に向けて、第6次エネルギー基本計画において、非効率な火力のフェードアウトに着実に取り組むとともに、脱炭素型の火力発電への置き換えに向け、アンモニア・水素の脱炭素燃料の混焼等に取り組むとしているが、火力発電の脱炭素化を加速させるためには、実用化に向けた支援策を講じる必要がある。

また、こうした国のエネルギー施策については、NGOや国際社会からは、化石燃料の延命につながるなどの概念が示されているため、エネルギーの安全保障や安定供給の観点を踏まえ、国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧な説明を行う必要がある。

◆実現による効果

脱炭素社会の実現に向けた我が国のエネルギー施策について、国民や国際社会等の理解を十分に得ることで、脱炭素化の取組が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

5 排出量取引制度等の構築

【提案内容】

提出先 内閣官房、経済産業省、環境省

排出量取引等の「カーボンブライシング」については、経済や国民に対する影響や負担の在り方に十分配慮し、実効性ある制度とすること。また、炭素税の検討に当たっては、気候変動対策に係る地方財源の充実の視点も踏まえること。

◆現状・課題

国は、令和5年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定し、その中で、「排出量取引制度」の本格稼働や「炭素に対する賦課金」の導入について示した。

排出量取引制度については、2023年度からGXリーグにおいて試行的に開始されるが、参加企業のリーダーシップに基づく自主参加型となっている。2026年度から本格稼働するとされており、更なる参加率向上に向けた方策や、目標達成に向けた規律強化（指導監督、遵守義務等）など、公平性、実効性をより高める必要がある。

炭素に対する賦課金については、国際競争力など経済への影響が懸念されるため、GXに集中的に取り組む5年の期間を設けた上で、2028年度から導入することとされているが、企業の負担や適用範囲については、今後検討していくこととしている。

排出量取引制度と炭素に対する賦課金が導入されれば、事業者に二重の負担が生じる可能性もあるため、地方経済への影響なども踏まえ制度設計する必要がある。

また、今回の基本方針に盛り込まれなかった炭素税については、炭素価格の上昇による経済活動の脱炭素化の促進に加えて、その収税を地域振興や産業構造の転換の促進、労働者の職業訓練や再就職の支援、技術開発の支援等に活用することで、財政の持続可能性を高めることも期待できるなど、排出量取引よりも有効な手段である一方で、経済成長や国民負担の観点で慎重な考え方もあることから、気候変動対策に係る国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源の充実の視点も合わせて、総合的に検討する必要がある。

◆実現による効果

実効性ある制度の導入は、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、排出量の少ない製品やサービスの開発やイノベーションが促進され、経済成長につながる。また、炭素税を導入する場合は、その収税を地方の安定財源として配分することで、地方における脱炭素化の取組が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

6 プラごみゼロに向けた取組の推進

【提案内容】

提出先 経済産業省、環境省

プラスチック削減のため、代替素材への転換等がより強力に促進されるよう、必要な対策を国が先導して講じるとともに、消費者に伝わるよう、より分かりやすい情報発信をすること。併せて、プラスチック資源循環法が施行され、市町村は家庭から排出されるプラごみを分別収集することが必要となったため、市町村の財政負担や、回収したプラごみのリサイクル先の確保について一層の支援を行うこと。

また、海岸漂着物対策に関する財源措置を継続するとともに、国民の利用が多い海岸については、補助率を10割に復元すること。

さらに、内陸域・河川のごみについても、「海岸漂着物等地域対策推進事業」をはじめとする海洋ごみ対策と同等の支援を行うこと。

加えて、海底ごみ及び漂流ごみ調査を今後も継続して実施するとともに、相模湾を含め、調査範囲を拡大すること。

◆現状・課題

プラごみによる海洋汚染が世界的な問題となっている中、SDGsを進める本県

では、2018年9月に「かながわプラごみゼロ

宣言」を発表し、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロに向けた取組を進めてきた。

プラスチック使用製品の使用の合理化については、国の先導が不可欠であることに加え、プラスチック資源循環法が施行され、市町村に対して、家庭から出るプラごみの分別収集及び再商品化の努力義務が課されたが、収集体制の変更や収集量の増加、再商品化への対応等により、ごみ処理経費の大幅な増加が懸念される。

このため国は、特別交付税措置を講じるとしているが、一部の財源措置にとどまることから、市町村に対する一層の財政支援が必要である。

さらに、市町村が分別収集したプラごみが行き場を失わないよう、当面、プラごみ発電などの熱回収をリサイクル先の対象に含めることや、化学原料へのリサイクル施設の整備を支援するなど、国が責任をもって対応する必要がある。

これまででもプラごみの海岸への流出防止に向け、海岸漂着ごみ対策を進めているが、国の海岸漂着物等地域対策推進事業の補助率が引き下げられたことや、近年の人件費の上昇などにより、清掃委託先の確保が困難になるなどの支障が生じている。

また、内陸域・河川においても、自治会・町内会、NPO法人をはじめとする活動団体からは、支援を求める声が上がっている。将来に向けて陸域から海洋へのプラごみの流出に歴止めをかけるためには、海岸はもとより内陸域・河川におけるごみの回収・処理等に対しても、十分な支援が必要である。

加えて、海底ごみ及び漂流ごみには、県域を越えて広域的に漂流している上、発生過程の実態は未解明な部分が多く、海洋ごみの発生抑制施策を効果的に進めるためには、国が継続して調査を実施し、実態を把握することが不可欠である。

◆実現による効果

プラごみの再生利用等により、脱炭素につながるとともに天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の実現に寄与する。また、海洋に流出するプラごみの減少により、海の豊かさを守ることに寄与する。

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環推進課)

III 地方税財政制度

4 地方税財政制度の改革

1 安定性が高く偏在が少ない地方税財源の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲などを行うとともに、財政力格差の是正に向けた措置を講じること。

これにより、安定性が高く、偏在の少ない地方税財源の充実強化を図り、各地方自治体の仕事量に見合った安定的な税財源を確保すること。

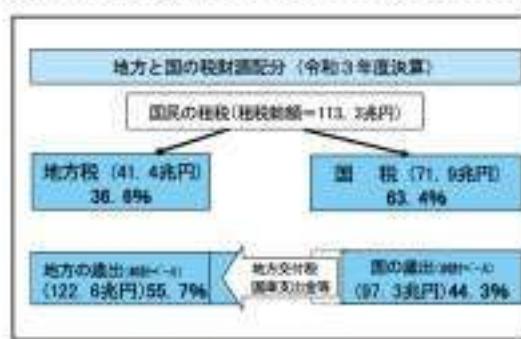
◆現状・課題

地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

また、現在の地方自治体間の税収偏在の状況は、例えば、小児医療費助成制度をはじめとした少子化対策や脱炭素施策において、財政力などによる差が生じていることを踏まえれば、その偏在の是正が必要である。

◆実現による効果

安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税財源の充実強化を図ることにより、地方自治体が、中長期的な施策に継続して取り組むことや、地域の実情に即した施策を自主的・自立的に行うことが可能となる。



(神奈川県担当課：総務局税制企画課)

2 地方一般財源総額の確保・充実

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

地方が責任をもって、地方の実情に沿った行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画に地方の財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。

特に、地方の固有財源である地方交付税については、法定率の引上げを含む更なる見直しにより、総額を確保すること。

◆現状・課題

地方の社会保障関係費は、「三位一体改革」前の平成17年度と比較すると約2.5倍に伸びている一方、歳出全体ではほとんど増加しておらず、その財源は給与関係経費や投資的経費の削減により捻出している。特に、都市部の本県は全国平均よりも高齢化の影響が大きく、増加率は約3.2倍に達しており、国の責任において、こうした社会保障費の増加に見合った一般財源の総額確保が求められる。

そのため、地方財政計画に地方の財政需要を的確に積み上げ、地方一般財源総額を確保するだけでなく、充実させる必要がある。

◆実現による効果

地方一般財源総額の確保・充実により、地方自治体は安定的な財政運営を行うことができる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

3 臨時財政対策債の廃止・縮減

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費負担の最大の要因となっていることから、速やかに廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。

また、それまでの間、財政力の高い団体に対し、多く配分されている算定方法の更なる見直しを行うとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

さらに、既往の臨時財政対策債の元利償還金について、償還財源を確実に別枠として確保すること。

◆現状・課題

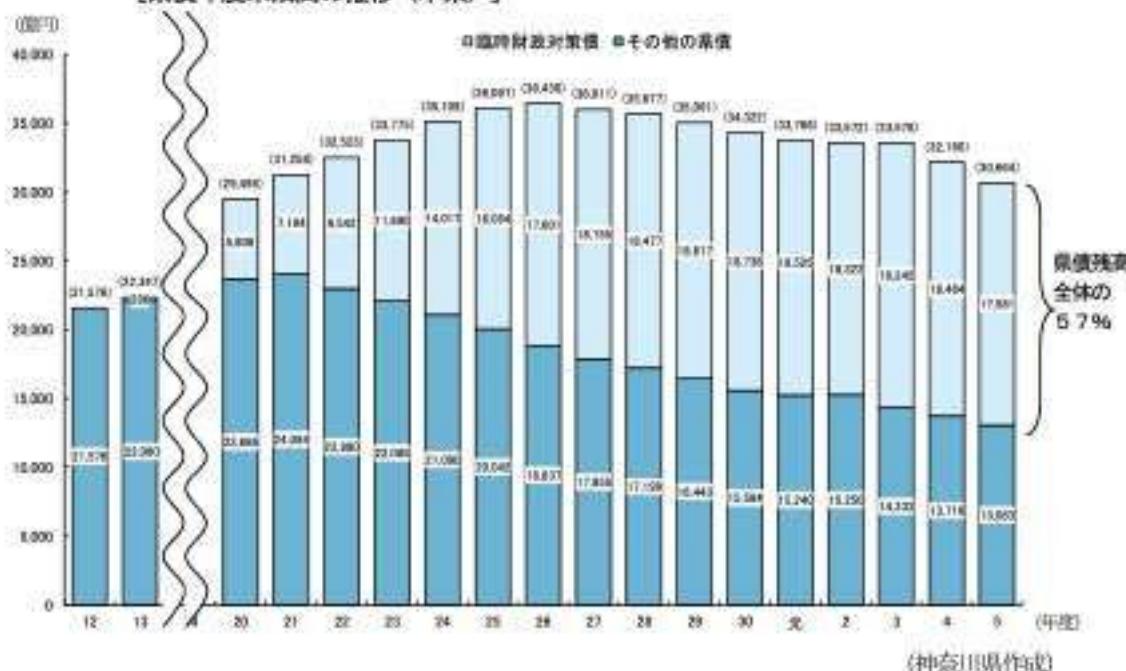
本県では臨時財政対策債を除く県債残高は、長年の発行抑制の取組から減少を続けている。

一方で、臨時財政対策債については、令和4年度は減少に転じたが、過去の発行の影響が大きく、引き続き県債残高の半分を超える財政の硬直化をまねいている。

また、臨時財政対策債は、財政力指数の高い団体に多く配分※されている。加えて、政令指定都市が所在する団体の場合、県費負担教職員制度の見直し後、財政規模に対する残高の割合が高まっている。

さらに、地方財政計画では既往の臨時財政対策債の元利償還金については新たな臨時財政対策債の発行により行っていることから、償還財源を確実に別枠で財源措置を講じる必要がある。
※本県令和5年度当初予算における本来地方交付税で措置される額に対する臨時財政対策債の割合：33%

[県債年度末残高の推移（本県）]



◆実現による効果

臨時財政対策債の廃止や算定方法の見直しにより、臨時財政対策債の新規発行が抑制され、県債残高の減少及び公債費負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課；総務局財政課)

IV DXの推進

5 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

1 地方自治体の情報システム標準化

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

- (1) 自治体情報システムの標準化に当たっては、各地方自治体の意見を聞き取りながら実情に十分留意した上で、国として必要な支援を行うこと。また、すべての地方自治体が円滑に移行できるよう、情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。
- (2) 標準準拠システムへの移行に伴う経費については、デジタル基盤改革支援基金による支援が行われることになっているが、地方自治体の実情や情報システム関連の市場価格等を踏まえ、今後とも、普通交付税措置とすることなく、基金の使途の拡充や補助基準額上限の見直しを行うなど、地方自治体の負担とならないよう継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (3) 標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、3割の削減を目指すとされていることから、ガバメントクラウドの利用料等について適切に設定されるよう検討すること。
- (4) 令和7年度までとされている標準準拠システムへの移行目標時期について、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、地方自治体の進捗状況及び各システムベンダーの対応状況等を踏まえ、必要に応じ移行目標時期の見直しを行うなど、柔軟に対応すること。

◆現状・課題

国は、「令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこと」とし、そのために必要な支援を積極的に行う」としているが、標準化に向けた概要的な仕様のみの提示や、意見照会が繰り返されるなど、画一的な対応となっている。

経費面でも、市町村によっては、移行費用や既存契約の途中解約に伴う解約金等が、現在示されている補助金では不足する懸念もあり、国による財政支援の拡充が求められているほか、ガバメントクラウド利用料については、「ガバメントクラウド手続き概要_2.0版」においても「現在協議中」とされ、未だ明らかでないため、地方自治体の不安を払しょくするとともに、利用料について実情に合わせて適切に設定される必要がある。

また、各市町村は、現行業務を住民サービスに支障のないよう運営する傍ら、多数の業務に同時に標準化に取り組む必要があり、慢性的な人材不足となっていることに加え、全国の地方自治体が一齊に標準化に向けた取組を進めていることから、ベンダー、SIerにおいても需要過多による人材不足・質の低下などのリスクも懸念される状態である。

さらに、現在公表されている仕様では業務要件が満たされるか不安を抱えている市町村もあることから、こうした実情に応じて移行目標時期の見直しを行うなど、柔軟な対応が必要である。

◆実現による効果

標準準拠システムへの移行を着実に推進する体制構築、柔軟なスケジューリング、さらに成功事例を活用した安全・確実な移行が可能となる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

2 地方自治体の行政手続のオンライン化

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

- (1) 民間手続を含めた手続のワンストップ化、ワンストップ化などの取組を早期に進めること。
- (2) 行政手続に際し、書面での原本添付が不要となるように、原則として全ての証明情報等について速やかに国・地方自治体相互に活用可能な形でデジタル化を進め、オンライン化の阻害要因を解消すること。
- (3) 国が整備している「ぴったりサービス電子申請システム」に実装されているマイナンバーカードによる本人確認機能について、様々な手続で広く活用できるようぴったりサービス対応手続の拡大を図ること。また、汎用電子申請システムなどの他のシステムでも利用できるように機能拡充を行うこと。

◆現状・課題

デジタル庁は令和4年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を改定し、行政手続の簡素化・オンライン化やワンストップ・ブッシュ型のサービスの実現などのデジタル化を推進すること、地方自治体の職員の業務時間やコスト削減を図るための地方自治体共同型の課題解決をデジタルの活用により実現すること等、地方自治体におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進することとしている。

本県でも全ての行政手続を対象にオンライン化の取組を進めており、特に年間取扱件数が1,000件以上の手続について優先的にオンライン化を進めているところだが、医師の診断書や各種国家資格証明等のデジタル化などは現実的でないものがある。

また、そもそも添付書類を不要にするなどの簡素化を進めたり、本人確認を円滑かつ確実に実施するためには、マイナンバーと電子証明書の利用拡大を含め、情報を保有する機関同士の連携が不可欠である。

◆実現による効果

地方自治体の取組の中では対処できず、阻害要因となっている課題が解消されることにより、地方自治体における行政手続のオンライン化、簡素化の取組を促進することができる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

3 デジタル人材の確保・育成

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

ICTやデータ利活用等の専門知識を有し、デジタル技術を活用した地域課題の解決や新たな価値の創出、システムの運用、連携など、地方自治体におけるDXを推進するデジタル人材の確保・育成が急務となっていることから、次のとおり各地方自治体を支援するための取組を早急に行うこと。

- (1) 地方自治体におけるデジタル人材に求められる専門的能力や中長期的な育成に係るガイドライン等を示すこと。
- (2) 国において、高度な知識を有している外部のデジタル人材の掘り起しを速やかに行い、データベースを構築し、各地方自治体へ提供すること。

◆現状・課題

デジタル社会の実現に向けてデジタル化に早急に取り組むことが求められており、地方自治体において地域における課題を解決し県民サービスの質の向上を図るとともに、業務の効率化にデジタルを積極的に活用するよう取り組んでいる。

しかし、ICTの急速な進展によりデジタル分野に関する専門的な知識やスキルを持った人材を確保・育成していくことが難しい状況である。例えば、外部の専門人材を登用する場面においてはまず、人材情報を得ることに苦慮している。また、人材を確保できたとしても、地方自治体と民間のギャップで早期に退職してしまうケースもあり、対応に苦慮しているところである。

◆実現による効果

デジタル人材の専門能力の考え方や中長期的な育成に係るガイドラインなどを共有することにより、各地方自治体が同様のレベル想定の下、計画的かつ効率的に人材育成を実施することができる。

また、国が外部デジタル人材に係るデータベースを構築し、地方自治体へ提供することにより、円滑な外部デジタル人材の確保が可能となる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

4 市町村とのデータ統合連携基盤整備に向けた支援

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画の中で、「国は、データ連携基盤の構築に対するサポート体制をしっかりと整える」とされていることから、本県が整備を進めている市町村と共同で利用するデータ統合連携基盤の整備に対し、早期の財政支援を行うこと。
- (2) 国において進めている、公的機関で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の基本データであるベースレジストリの整備を早期に進めるとともに、地方自治体がベースレジストリを利活用できるよう仕組みづくりと財政支援を行うこと。

◆現状・課題

本県が取り組んでいる市町村と共同で利用するデータ統合連携基盤の整備については、現段階では直接的に住民の便益に寄与する機能がないため、デジタル田園都市国家構想推進交付金の対象とされていない。

また、県や市町村が保有しているデータだけでなく、国も含めた幅広いデータを統合・連携していくためには、国が整備を進めるベースレジストリのデータの利活用が不可欠である。

◆実現による効果

市町村と共同でデータ統合連携基盤を整備し、DXを推進することで、リソースを共有しながら地域の様々な課題の解決が可能になる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

5 防災におけるDXの推進

【提案内容】

提出先 内閣府、デジタル庁、消防庁、文部科学省

AIを中心としたデジタル技術の進展が著しい中、防災における先端技術の活用は、防災体制の強化を図る上で必須の課題であることから、次とおり、国として課題解決に向けた取組を行うこと。

- (1) 全国統一の防災情報システムの構築に向け、国は、検討状況などを積極的に情報提供するとともに、地方自治体のシステムの現状・取組を把握しながら段階的に取り組むこと。
- (2) また、システム構築に当たっては、都道府県間のみならず、災害対応に関する市町村や消防、警察、自衛隊等の機関の情報収集・共有が図れるように標準化すること。
- (3) 都道府県や市町村では、AIを中心としたデジタル技術を避難対策等に活用する試行的な取組が進められているが、災害対応のためのシステムの高度化についても標準化ができるよう制作指針を示すなど、全国統一のシステム構築に努めること。
- (4) 整備・運用に要する費用は、国において財政措置を行うとともに、地方自治体独自の取組に配慮し、開発・社会実装を進めること。
- (5) 今後、普及が見込まれるマイナンバーカードと連携した住民避難用の防災アプリケーション等は、全国で統一的に運用できるよう、国が主体的に開発し、その運用費用についても国において措置すること。

◆現状・課題

AIを中心としたデジタル技術の進展が著しい中、国においても複数省庁で、マイナンバーカードの普及・活用に向けた取組を進めており、これら先端技術の防災分野への活用は、今後の防災体制の強化を図る上で必須となる課題である。

今後、発生が見込まれる広域的かつ大規模な災害に対応するためには、気象や被災状況等のデータとデジタル技術を活用し、災害対応業務のプロセスや災害情報収集・共有のスキームを変革し、災害対応力を強化する観点が必要である。そのためには、現在、各地方自治体が独自に取り組む、防災情報システムの整備の更なる進展や、マイナンバーカードと連携した住民の避難対策へのデジタル技術の活用、さらに、広域応援を想定した技術・システムの標準化等の促進が極めて重要である。

現状、民間のアプリケーションを含め様々なシステムが乱立しているが、システムの連携が取れていないことや各機関における情報共有に課題がある。また、県防災情報システムの構築や更新、高度化及びランニングコスト等の費用に多大な負担が生じている。加えて、防災部局にデジタル人材がおらず、デジタル技術を活用した防災対策の検討及び推進が困難である。

◆実現による効果

国全体の防災体制の強化の促進につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

6 生成AIの利活用

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

- (1) 急速に発展しているChatGPTを始めとする生成AIについて、国として安全かつ効果的な利活用に向けたルールやガイドラインを早期に示すこと。
- (2) 日本国内から生成AIに入力するデータは、日本国内のサーバに保存されるよう、事業者等へ積極的な働きかけを行うこと。

◆現状・課題

ChatGPTを始めとする文章や画像を作成する生成AI技術は急速に発展しており、本県でも業務への利活用を模索しているが、一方で懸念されるリスクへの対応など共通のルールがなく独自の判断のみに基づいて決定せざるを得ない課題がある。

特に個人情報を含む重要情報を入力した場合にその情報が再利用される可能性や、生成AIが作成した文章や画像が第三者の著作権に抵触する可能性、意図的に大量入力された誤情報に基づく誤った情報の拡散などの二次被害を防ぐため、一定の共通対応を示したガイドラインが必要となる。

また、現時点ではChatGPTを始めとする生成AIのデータは開発国に設置したサーバに保存されており、当該国の法律に基づき運用されるため、国内法による対応ができないことが大きな課題である。

◆実現による効果

ChatGPTを始めとする生成AIの適切な利活用は、本県の業務効率化や業務改善、県政課題の解決に寄与できる可能性が高い。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

V 安全・安心

6 防災・減災、国土強靭化の推進

1 土木施設の防災・減災、国土強靭化の取組の強力な推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、財務省、国土交通省

近年、激甚化・頻発化している自然災害による被害の防止・最小化を図るために、インフラの機能強化や、災害時に命を守るための体制強化等、5か年加速化対策に基づき、防災・減災、国土強靭化の取組を引き続き、強力に推進していく必要があることから、十分な支援を行うこと。

また、対策に必要となる予算を安定的に確保するとともに、補正予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。

さらに、5か年加速化対策後においても、引き続き、国土強靭化に必要な予算を別枠で確保すること。

◆現状・課題

近年、全国各地で甚大な水災害、土砂災害が頻発し、大規模地震の発生も切迫している。令和元年の台風第15号や第19号では、本県でも記録的な暴風や大雨をもたらし、県内全域にわたって甚大な被害を発生させた。また、地球温暖化等の気候変動により、今後、更に異常気象の発生とそれに伴う灾害リスクの増大が懸念されている。特に本県は、首都圏に位置し、人口、資産、交通網等が集積しており、ひとたび発災すると被害の影響が大きいことから、自然災害への備えを加速させることが急務となっている。

国においては、平成30年度に「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を決定し、本県を含め全国が一丸となって強靭化に取り組んできた。

さらに、令和2年12月に「5か年加速化対策」を決定し、令和7年度までの5か年で防災・減災、国土強靭化の取組の加速化・深化を図ることとしている。

本県でも、令和2年2月に近年の水災害における課題や教訓を踏まえた「神奈川県水防災戦略」を定め、河川、道路、砂防、海岸及び下水道といった土木施設の防災・減災、国土強靭化の取組を強力、かつ、重点的に推進しており、令和5年3月には、事業内容を充実させるとともに、計画額を5割増とする改定を行い、さらなる対策強化を図ることとしている。

こうしたことから、今後、本県における取組を推進していくためには、「5か年加速化対策」に基づく十分な予算措置を含めた国の支援が不可欠である。

【河川】

本県では、「5か年加速化対策」により、河川のハード・ソフト対策を集中的に推進しており、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性が軽減されるなど、一定の効果が現れているが、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、更なる水災害への対応力の強化に向けて、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を進めている。この取組を本格的に実践していくに当たっては、まずは、河川の整備等のハード対策をより一層加速させる必要があり、「柏尾川新規遊水地」等の整備や河川の拡幅に伴う鉄道橋の架け替えなどの大規模事業等をより強力に進めていくとともに、堆積土砂の撤削や樹木伐採に着実に取り組んでいく必要がある。また、ソフト対策としては、引き続き市町村等の要請を踏まえ、円滑な避難のために、水位計や河川監視カメラの増設などを進める必要がある。

こうした河川のハード・ソフト対策の推進には、引き続き、「5か年加速化対策」に基づく十

分な國の支援が不可欠である。



【道路】

道路は、国民経済・生活を支える基幹的なインフラであり、大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないためには、県内の道路ネットワークの被害を最小限にとどめ早期に復旧させるための対策が求められている。

このような中、国の「5か年加速化対策」により、緊急輸送道路における土砂崩落対策などの整備が進み、一定の効果が発現されているが、近年の激甚化・頻発化する気象灾害や、切迫する首都直下地震等の発生を見据え、更に対策を加速化させる必要がある。

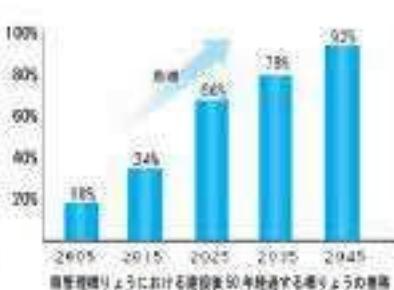
そこで、「5か年加速化対策」を活用し、高速道路や国道における道路施設の防災・減災対策などを強力に推進するとともに、本県及び市町村が進めている橋りょうの耐震補強、道路斜面の土砂崩落対策、無電柱化、道路ネットワークの機能強化、道路（橋りょう、トンネル、舗装等）の老朽化対策などを推進するため、十分な予算措置を含めた継続的な国の支援が必要不可欠である。



橋りょうの老朽化対策（伊達市）（地図大蔵）



道路ネットワークの機能強化（南三陸町）（東京農業大学）



【砂防】

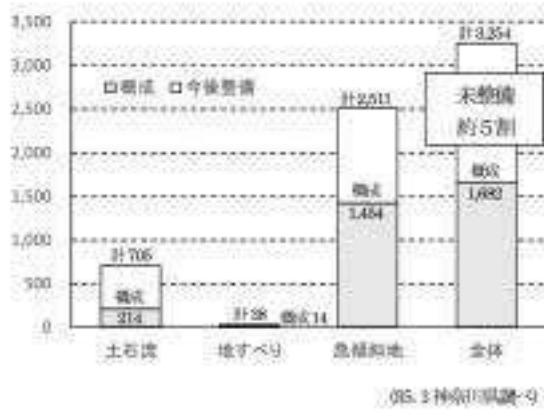
本県では、「5か年加速化対策」により、土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の見直しを集中的に進めており、一定の効果が現れているが、近年、激甚化・頻発化する土砂災害への対応力の強化に向けて、より一層の推進が必要である。

特に、都市部の住宅地周辺に多くのがけ地を抱える本県では、ハード対策として、令和5年度からがけの高さの要件が緩和された「まちづくり連携砂防等事業」を活用し、がけの高さが10m未満の箇所など、急傾斜地崩壊対策事業による施設整備を更に加速させる必要がある。

また、ソフト対策では、土砂災害に対する警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の宅地開発等に伴う地形改変を踏まえた見直しを計画的に進めていく必要がある。

こうした「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策の推進には、引き続き「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。

土砂災害防止施設の整備状況



約2m高さの斜面の整備状況



沿岸部における堤防整備状況
(土砂災害警戒区域等の見直しが必要となる)

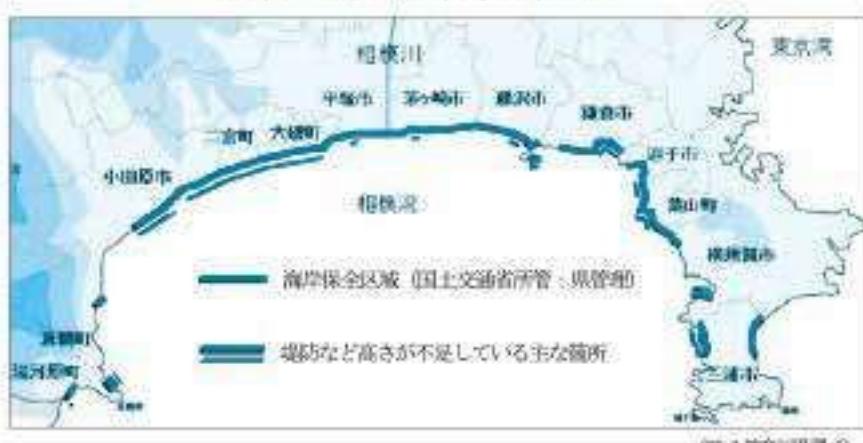
【海岸】

本県では、発生頻度の高い津波や高潮などに対応したハード対策として、基本的な方向性を示した海岸保全基本計画を策定し、整備を進めているが、堤防などの高さが不足している延長は、全体約50キロメートルのうち約4割に相当する。

こうした中、国が策定した「5か年加速化対策」により、これまで度々、越波が発生した湯河原海岸などにおいて、事業を大幅に進捗させてきたが、小田原海岸などでも、近年の強大な台風の高波によって、家屋等に被害が発生しているため、引き続き「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、最大クラスの津波・高潮に対して、本県による津波災害警戒区域や高潮浸水想定区域の指定、及び市町によるハザードマップの作成など警戒避難体制の強化を図るために、国の支援が不可欠である。

海岸保全区域における要整備箇所



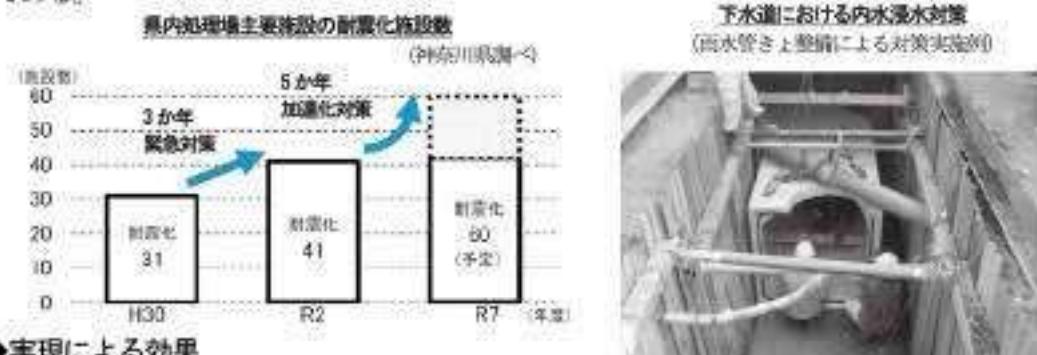
【下水道】

本県では、国土強靭化地域計画により、下水道施設の耐震化及びネットワーク化に重点的に取り組んでおり、国の「3か年緊急対策」及び「5か年加速化対策」により、耐震化事業を着実に進めてきた。

下水道は、「公衆衛生インフラ」として県民のいのちを守るために継続が求められるエッセンシャルワークであり、大規模な自然災害の際も処理場の機能を維持するため、下水を取り込み、処理、消毒、放流に係る主要施設の耐震化を、更に加速化させる必要がある。

また、県内市町村では、主要施設の耐震化に加えて、近年激甚化・頻発化する風水害への対応として、流域治水の考え方の下、下水道における内水浸水対策の強化が求められる。

こうした対策の推進には、引き続き、「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。



◆実現による効果

ハード・ソフトの両面から対策を推進することにより、自然災害から「県民のいのち」を守るとともに、県土の灾害対応力の強化が図られる。

(神奈川県担当課：県土整備局道路管理課、河港課、砂防課、下水道課)

2 風水害対策の支援強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省、気象庁

(1) 近年の風水害での対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象・避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など、数十年に1度と言われるような豪雨や台風などの異常気象が続く近年の気象状況等を鑑みると、大規模水害は毎年発生すると認識し、風水害対策を強化することが急務である。

本県では、風水害対策を加速させるため、「水害からの逃げ遅れゼロ」を目標の1つとする「神奈川県水防災戦略」を令和2年2月に策定し、また、令和5年3月にはこの間の政策環境の変化に対応するために改定したところであるが、住民の避難意識を高めるためには、今後も継続的な普及啓発が必要である。

また、近年の災害の教訓を踏まえ、令和3年5月に改正された災害対策基本法により、避難勧告と指示が一本化されるなど、新たな警戒レベルが策定されたところであり、こうした制度について、理解が進むよう、普及啓発の強化が必要である。

◆実現による効果

避難意識を高める普及啓発の強化により、住民が気象や避難情報について、正しく理解することで、適切な避難行動につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

(2) 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、風水害における広域避難を進めるための規定整備が図られたことを踏まえ、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、実現可能な広域避難に関する分かりやすいガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策の更なる強化に取り組むこと。

◆現状・課題

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、災害発生前の事前協議手続や、国の非常災害対策本部の設置など、風水害における広域避難を進めるための規定が整備されたが、地域における広域避難の検討が促進されるよう、国主導による広域避難を推進する体制や役割などを明確にするとともに、広域避難を呼びかける情報発信や、移動手段の確保、要配慮者への対応など、具体的な手順、内容などを示した、わかりやすいガイドラインを国が示すべきである。

◆実現による効果

広域避難に関する具体的なガイドラインが示されることで、各地方自治体による広域避難対策の取組の促進につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

(3) 災害救助法の適用に当たって、被災市町村間の支援格差が課題になるような場合、県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準を構築すること。

◆現状・課題

災害救助法の適用に当たっては、いわゆる4号基準による都道府県の判断による適用が可能だが、被災状況などから法適用できない市町村もあり、被災市町村間の支援格差や不均衡が生じることとなる。

◆実現による効果

客観的かつ弾力的な適用基準の構築により、被災者にとって公平感のある支援につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

(4) 被災者の生活再建に向けた支援制度について、民間保険とのバランスも考慮し、現行の現物給付に加え、現金給付や使途を限定したクーポン券での給付を認めるなど、制定から70年が経過する災害救助法の見直しや既存制度の統合も含めた抜本的な検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない救済制度を創設すること。

◆現状・課題

被災者の生活再建への支援については、複数の法制度、交付金制度など、趣旨の異なる制度が混在しているため、被災者や被災自治体にとってわかりにくく、また、救済される被災者も限定され、地方自治体によって支援に格差も生じることになる。

また、みなし応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、現物給付を前提とした災害救助法について、現金や使途を限定したクーポン券の給付も認めるなどの抜本的な見直しが必要である。

◆実現による効果

現行制度の整理とともに、全国統一的な支援制度を構築することで被災者のすみやかな生活再建や安定した暮らしの確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

3 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

- (1) 津波災害警戒区域の指定が進むよう、財政的支援、技術的支援及び津波防災に関する普及啓発など、市町における警戒避難体制の整備に必要な各種支援を充実すること。

◆現状・課題

本県では、平成27年3月に津波浸水想定を設定、公表し、市町においても、津波ハザードマップを作成、配布するなど、県と市町が連携して津波対策を推進しているものの、警戒避難体制を一層強化するためには、津波災害警戒区域の指定を更に進めていく必要がある。

◆実現による効果

津波災害警戒区域の指定により、基準水位の設定、指定避難施設等の整備及び避難促進施設における避難確保計画の策定等の具体的な津波対策が促進され、警戒避難体制の強化につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 津波避難施設の構造要件に係る検証について、財政的・技術的支援を拡充すること。特に、許容浸水深表による新たな簡易基準が策定されたものの、市町等が行う検証は、多額の財政負担が発生することから、検証を確実に実施できるよう財政措置を講じること。

◆現状・課題

東日本大震災では、津波により多くの建築物が被害を受けたことから、津波に対する建築物の構造耐力上の安全性確保が一層求められ、平成23年12月に、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（国土交通省告示第1318号）が定められた。津波避難施設全般について、通知等により上記告示に基づき構造要件を検証することが求められていることから、津波避難施設の整備を進めるためには、検証への財政的・技術的支援が必要である。

◆実現による効果

検証が進むことにより、構造要件上の安全性が確保された津波避難施設の整備が促進され、最大クラスの津波に備えた避難場所の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

4 箱根山火山の観測体制の強化

【提案内容】

提出先 気象庁

箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化や、既に提供されている観測データの解析等について技術的支援を行うこと。

◆現状・課題

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられた後、噴火警戒レベルが1に引き下げられた。その後、令和元年5月に、再び噴火警戒レベルが2に引き上げられ、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられている。しかし、箱根は、日本でも有数の観光地であることから、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するため、引き続き正確な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、協定により共有されている、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データに基づく、火山活動の解析や共同研究の更なる充実強化が必要である。

◆実現による効果

本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実により、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：暮らし安全防災局危機管理防災課)

5 大規模地震対策

【提案内容】

提出先 内閣府

南海トラフ地震・首都直下地震にかかる震源・津波モデルや地震被害想定が公表されてから10年近く経過するが、この間の情報通信技術の飛躍的向上や、広域応援体制の充実、感染症との複合災害対応など、災害対策を巡る環境の変化に対応した被害想定手法や、今後の減災目標の設定について国としての考え方などを示すこと。

◆現状・課題

国において定めている「首都直下地震緊急対策推進計画（以下、「緊急対策推進計画」という。）」では、今後10年間で達成すべき減災目標を提示し、これを達成するための各施策について、具体目標を設定している。また、南海トラフ巨大地震の被害想定については、中間的な試算が行われているものの、新たな想定手法については示されていない。また、首都直下地震については、平成25年以降、特段、新たな被害想定は実施されていない。

本県では、東日本大震災後に得られた地震学の新たな知見等に基づき、平成27年3月に「神奈川県地震被害想定調査」を公表した。また、本調査や緊急対策推進計画に基づき、「県

民の命を守る」ことを最優先としたアクションプランである「神奈川県地震防災戦略」を定めている。本戦略は、緊急対策推進計画において「基本的に平成27年度からの今後10年間で達成すべき目標を取りまとめたものである」とされていることから、平成28年度から令和6年度までを対象期間としている。本県では、令和7年度以降を対象とした次期戦略の策定に向け、地震防災をめぐる環境、政策動向の変化を反映した新たな地震被害想定調査を令和5年度から実施することとしており、被害想定手法や今後の減災目標についても、国の考え方を参考に進める必要がある。

◆実現による効果

国としての今後の減災目標の設定の考え方などを示すことで、大規模地震の発生に備えた地震防災対策を、早期に推進することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

6 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実

【提案内容】

提出先 文部科学省、国土交通省

地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。

◆現状・課題

地震の発生につながる異常な現象の観測・評価に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域について、観測網及び調査研究を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

◆実現による効果

南関東地域の観測網等の整備により、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

7 災害時のトイレ対策の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

被災者の健康に直結し、災害時における深刻な課題となるトイレ対策について、自治体が取り組む避難所や家庭における簡易トイレや携帯トイレ等の備蓄や整備に対して財政支援の充実を図ること。

災害時には、ライフラインの被災により水洗トイレが使えなくなること、携帯トイレ等の備蓄の必要性、簡易トイレの作成方法などに関する普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

阪神淡路大震災や熊本地震、西日本豪雨など、過去に発生した大規模災害では、断水や停電、下水処理施設やし尿処理施設の機能停止等により水洗トイレが使用できなくなり、トイレ不足が深刻化する事態が繰り返し発生している。

トイレが不足することで、避難者は飲料水や食事の摂取を控え、体調の悪化を招き、ひいては災害関連死につながることが懸念されるなど、災害時のトイレ対策は極めて重要である。

一方で、家庭における携帯トイレ等の備蓄は進んでいないとのデータがあり、災害時のトイレ問題に関する意識や知識の不足が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、本県では、家庭や避難所における簡易トイレ等の備蓄の促進や、在宅避難に備えた備蓄の重要性、及び、身の回りの物品を活用した簡易トイレの組み立て方法等に関する普及啓発などを強化する「災害時トイレプロジェクト」を推進しているが、いつ発生してもおかしくない大規模災害への備えとして、トイレ対策を加速させるためには、自治体が取り組む災害用トイレの整備への財政支援や、災害時のトイレ対策の重要性に関する国民への広報・普及啓発などについて、国が強力に推進する必要がある。

◆実現による効果

災害時にも平時と同じようにトイレを利用できることで、避難者の健康面の問題や避難先の衛生面の問題の発生を防ぐことができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

8 国民保護体制の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、防衛省

国際情勢が著しく悪化する中、県民等の不安を抑える適切な情報発信に努めるとともに、我が国の安全・安心に影響を与える事態に対しては、影響が最小限となるよう、訓練や資機材整備、避難体制整備等への支援の充実など、あらゆる対策を講じること。

- (1) 緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設を積極的に開放するとともに、鉄道事業者等の地下施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけを強化すること。また、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。
- (2) 避難の長期化も見据えた備蓄の整備、避難施設の運営方法などについて検討のうえ明示すること。
- (3) 避難施設の表示を導入する場合は、全国で統一的に整備されるよう、国が財政負担を行うとともに、詳細な整備や設置基準を定めること。また、国が主導し、施設管理者や県民等への周知を徹底すること。
- (4) 昨今の国際情勢を踏まえ、将来のシェルターの整備も含めた実効性のある避難施設のあり方について検討すること。
- (5) Jアラートの情報収集・解析精度の更なる向上に努めるとともに、Jアラート発令時の対象エリアの住民の対応等を検証し、適切な安全確保行動に関する普及啓発を徹底すること。

◆現状・課題

北朝鮮は、世界の懸念を無視した弾道ミサイル等の発射を繰り返し、昨年の発射回数は過去最高となった。また、ロシアによるウクライナ侵攻から1年経過し、引き続き情勢の悪化に伴う我が国への影響が懸念される。このような武力攻撃事態等において国民の生命、身体及び財産を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて、国においては、万全の体制を整備する必要がある。

避難施設の指定促進には民間施設の指定が重要であるが、合意が得やすい公的施設の指定に留まりがちで、本県として指定が進んでいない現状がある。そのため、国有施設を積極的に開放するとともに、国において、国が推奨する地下街、地下駅舎などに加え、民間の堅ろう施設、地下施設などの指定を広く働きかけ、人口に対するカバー率を上げていく必要がある。

民間施設の指定に際し、施設の運営方法や、事故等で損害が発生した場合の責任、補償などへの懸念を解消していく必要がある。

緊急一時避難施設については、備蓄や長期化した場合の運営など、国に統一的な対応の考え方を求める必要がある。

避難施設の表示を導入する場合は、混乱が生じないよう、財政負担や普及啓発、統一的な整備基準の作成など、国の主導の下で進める必要がある。

弾道ミサイルから身を守るために有効な堅ろうな地下施設が不足する実態を踏まえ、シェルターの整備も含め、国において実効性のある避難施設のあり方を検討する必要がある。

令和4年10月のJアラート発令時には誤って東京都島しょ部にも発令され、令和5年4月の発令時は、落下の可能性なしと訂正されるなど、国民に混乱が生じたことを踏まえ、Jアラートの情報収集・解析精度の更なる向上に努める必要がある。併せて、Jアラート発令時に、対象地域の住民が避難行動をとっていない状況が報じられる中、発令時の避難行動を検証し、適切な避難行動に関する普及啓発につなげる必要がある。

◆実現による効果

国民保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けての万全の体制を整備することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

7 犯罪被害者等支援の充実強化

1 犯罪被害者等支援の推進

【提案内容】

提出先 警察庁

犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても等しく、切れ目なく受けられるよう、国において犯罪被害者等支援施策の標準化を図ること。あわせて、犯罪被害者等支援に取り組む地方公共団体の財政負担の軽減のための所要の措置を講じること。

◆現状・課題

犯罪被害者等基本法第4条では、「國の責務として「犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。」とし、また同法第5条では、「地方自治体の責務として「犯罪被害者等の支援等に関し、國との適切な役割分担を踏まえて、その地方自治体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」となっており、被害者支援のための条例制定を含め、支援施策の内容は地方自治体の判断となっている。

本県は、都道府県で2番目に犯罪被害者等支援条例を制定し、県警察、民間支援団体との連携によるかながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて先駆的な取組を進めてきたが、県内の市町村の条例制定率は、令和5年4月時点で27%に留まり、貸付金や見舞金等の経済的支援の制度化も一部に留まる。

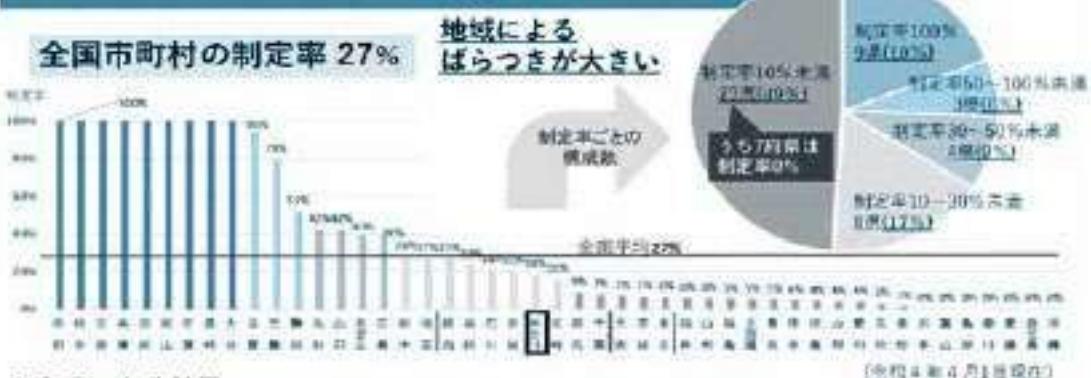
また、全国的にも、都道府県で条例未制定が令和5年4月時点で2県ある他、市町村の条例制定率もばらつきが大きく、支援内容についても、地域によって違いが生じている。

凶悪な犯罪が広域的に発生している状況もある中、犯罪の発生場所や被害者の居住場所如何にかかわらず、被害者に寄り添ったきめ細かな支援が等しく受けられ、誰もが再び平穏な生活を取り戻すことができるような環境整備が望まれる。

そのため、犯罪被害者等支援における國・県・市町村の役割分担を明確にした上で、地域による不均衡が生じないよう、各主体が取り組む支援施策の標準化を図る必要がある。

また、現在、経済的支援や公費による法律相談などの犯罪被害者等支援は地方自治体の自主財源で行われているが、地方自治体の支援施策強化には財政負担が伴い、地域における支援格差の一因になることが懸念されるため、全ての地方自治体で一定水準以上の支援施策が講じられるよう、国による財政支援措置の充実が必要である。

犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況



◆実現による効果

犯罪被害者等支援の全国的な底上げが図られるとともに、犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、地域差がなく受けられる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局くらし安全交通課)

8 基地対策の推進

1 基地の整理・縮小・返還の早期実現

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

県民の平穏な生活を守り、良好な都市を整備するため、米軍基地の整理・縮小・返還を早期に実現すること。

◆現状・課題

都市化が進む人口密集地に12ヵ所、約1,739ha（県土の約0.72%）に及ぶ米軍基地が所在し、まちづくりへの障害など、様々な基地問題の原因となっている。

◆実現による効果

沖縄に次ぐ第二の基地県といわれる本県の基地負担が確実に軽減される。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課）

2 厚木基地の航空機騒音の軽減

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用や基地周辺の騒音状況について情報提供するとともに、恒常的訓練施設について必要な整備等を進めるなど、今後、厚木基地で空母艦載機着陸訓練のような大きな騒音被害を生じさせることがないよう取り組むこと。

◆現状・課題

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用の現状や今後の見通しについての情報が不足しており、また、硫黄島に替わる恒常的訓練施設についても、未だ整備の見通しの詳細が示されていない。

◆実現による効果

厚木基地の航空機騒音が軽減され、基地周辺住民の騒音被害に対する不安が解消される。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課）

3 基地周辺対策の充実強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の返還や共同使用に係る地元の意向を尊重し、十分な財政上の措置、返還財産の処分条件に係る優遇措置等を講じること。特に、厚木基地周辺においては、基地負担に見合った対策を実施すること。また、基地負担に係る国民理解を醸成し、支援策を充実強化するとともに、基地と地元とのより適切な相互関係構築に向けた措置を講じること。

◆現状・課題

基地返還の際の国有地処分については、一部を除き有償処分とされ、返還後の跡地利用を進めるに当たっての地元自治体の負担が大きい。

◆実現による効果

地元住民や地方自治体の意向や要望を活かした、基地の跡地利用や共同使用が可能になる。基地と地元の良好な相互関係を構築することで、地元にメリットをもたらすことができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

4 基地の安全管理等の強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の安全確保のため、日ごろから、基地と地元など日米関係機関で安全に関する情報を共有するとともに、火災等の事故発生時には、緊急対応や原因調査に必要な地方自治体職員等の迅速かつ円滑な基地立入りの実現を図るよう、早急に米側と調整すること。

また、基地における感染症対策についても、適時適切な対応や情報提供が行われるよう米側と協議すること。

◆現状・課題

平成27年8月に起きた相模総合補給廠の火災では、日ごろからの基地と地元との安全に関する情報共有や、万一の際の地方自治体職員の迅速かつ円滑な立入りという課題が浮き彫りになった。

また、新型コロナウイルス感染症については、米軍人等の入国時の水際対策や、基地周辺住民に対する、感染状況に応じた感染者数の情報提供等が課題となつた。

◆実現による効果

緊急対応や早期の原因究明、日ごろから地元の意向を生かした再発防止策の策定が可能となり、基地周辺住民の安心の確保につながる。

また、感染症対策に関する適時適切な対応や情報提供が行われることにより、基地周辺住民の安心が確保できる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

5 日米地位協定の見直し

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

日米地位協定の見直しに向け早期に具体的な取組を行うこと。特に、環境や保健衛生に関する日本法令を適用すること。なお、地位協定改定に時間を要する場合には、早期適用を図る一つの手法として、例えば、特別協定の締結を米側と協議すること。

併せて、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みを構築すること。

また、基地の安全確保に向け、基地での事故発生後の国への速やかな調査報告に加え、基地の安全管理や事故発生後の再発防止策に地方自治体の意見が反映される仕組みを設けること。

◆現状・課題

日米両国政府は、基地に関する問題が発生する都度、運用改善で対応してきたが、地元自治体の声を反映する仕組みがないなど課題が多く、抜本的な改定が不可欠である。

特に、県内米軍基地からのPFOS等の流出事故では、地位協定上、日本の環境に関する法令が適用されず、米側の裁量が大きいという課題等が改めて明らかになった。

また、米軍基地において新型コロナウイルス感染症が拡大した背景には、地位協定上、日本の保健衛生に関する法令が適用されていないことが挙げられている。

◆実現による効果

日米地位協定改定を求める国民・県民の声に応え、基地問題に対する地元の不満を低減させ、安定した日米関係の構築に資することができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

6 災害時等における米軍との相互協力

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

災害時における地域の安全・安心の確保等に向け、国及び地方自治体と在日米軍との間の災害対策、事前準備及び災害時における相互協力を確実に行うための仕組みの構築に関する特別協定を締結すること。

また、災害時等における日米間の相互協力を推進するために必要な事項を、日米地位協定に規定すること。

なお、災害時等における相互協力について検討するに当たっては、基地の機能強化に結びつくことがないよう留意すること。

◆現状・課題

平成23年3月の東日本大震災では、米軍による大規模な救援活動が実施されるなど、災害時における米軍との相互協力は、大きな成果を上げている。一方で、現行の日米地位協定には、災害時等の相互協力の裏付けとなる規定がなく、米本土等から来援する部隊も含め、活動する米軍の地位や権限は曖昧である。また、防災訓練への米軍参加を含め、米軍と地方自治体との相互協力も、明確な根拠を持たず、日米双方の善意によって成り立っている。

そこで災害時等における日米間の相互協力について日米地位協定に規定を設けるとともに、その詳細について、日米両国間で特別協定を締結するなど、国家間のルールを明確にすることが必要である。その際は、災害時の相互協力を目的として、大規模な施設整備等の基地の機能強化に結びつくことがないよう留意することが必要である。

◆実現による効果

災害時等における日米間の相互協力について国家間のルールを明確にすることにより、地方自治体と米軍基地との連携を含め、いざというときに円滑かつ確実な協力を得ることができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

7 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

【提案内容】

提出先 内閣府

原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じるとともに、事前対策の確立に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること。

◆現状・課題

国では平成16年8月に「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を策定して以降、令和4年6月まで複数回改訂を行っているが、現在も具体的な防災資機材の整備については示されていない。今後も原子力艦の災害対策は、国の責任の下、実効性のある安全対策の充実を図る必要があり、安定ヨウ素剤を含めた新たな防災資機材の整備等を進めるとともに、万が一の場合に備えた防災体制の整備が必要である。

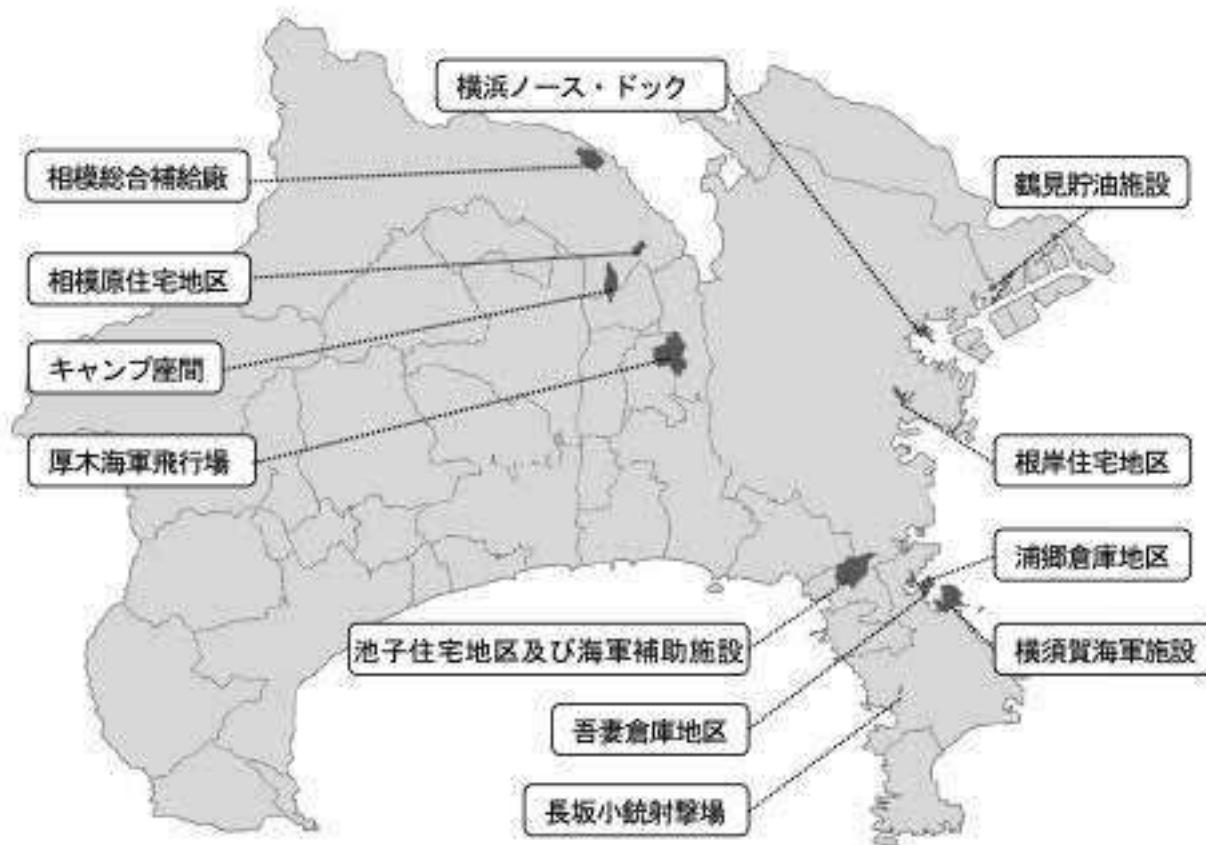
◆実現による効果

原子力艦の事故発生時における、関係機関との迅速な情報伝達・共有や初動対応が可能となり、事故や原子力災害による被害の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

[本県における米軍基地の現状]

- 都市化が進む人口密集地に12の基地が所在
- 在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間や在日米海軍司令部のある横須賀海軍施設など在日米軍の枢要な基地が所在
- キャンプ座間に米陸軍第一軍団前方司令部が設置
- 横須賀海軍施設は、原子力空母ロナルド・レーガンをはじめとする第7艦隊の主要艦船が配備
- 厚木海軍飛行場周辺で、米軍機による騒音被害が発生



(図：神奈川県作成)

VI 産業・労働

9 喫緊の課題に対応する中小企業への支援

1 中小企業が喫緊の課題に対応するための支援

【提案内容】

提出先 経済産業省、中小企業庁

- (1) 新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、今後返済が本格化する「ゼロゼロ融資」の借換え支援策の拡充など、更なる支援策を講じること。

◆現状・課題

令和5年5月以降、利子補給期間が終了することで返済が本格化する「ゼロゼロ融資」の借換え需要に対応するため、令和5年1月から伴走支援型特別保証が拡充されたが、融資期間は「ゼロゼロ融資」と同じ10年間のままであり、返済が進んでいない場合には、借り換えを行っても月々返済負担の軽減効果が得られにくい。

◆実現による効果

厳しいながらも返済を続けてきた事業者が、無利子期間終了後により長期の融資に借り換えることで、月々の返済負担を軽減でき、併せて金融機関の伴走支援を受けながら、資金繰りと経営の改善を促進できる。

(神奈川県担当課：産業労働局金融課)

- (2) エネルギー・原材料価格の高騰が続く中、中小企業においては十分な価格転嫁が進んでいないため、企業間の取引適正化が進むよう、パートナーシップ構築宣言の取組推進や下請Gメンの更なる増員など、中小企業の円滑な価格転嫁に向けた環境整備を図ること。

◆現状・課題

令和4年以降、エネルギー・原材料価格が急激に高騰する中、中小企業においては十分な価格転嫁ができておらず、収益が圧迫されている。

◆実現による効果

コスト上昇分の適正な価格転嫁を進めることにより、サプライチェーン全体で共存共栄が図られ、収益が確保できるようになる。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

- (3) 持続可能な経済成長のために、中小企業が物価の上昇に見合った賃上げを行えるよう、賃上げ促進税制や各種補助金・助成金によるインセンティブ付与など、更なる支援策を講じること。

◆現状・課題

大企業と比べて財務基盤が弱く、労働生産性も低い中小企業においては、賃上げの原資が十分確保されているとは言えない状況となっている。

◆実現による効果

雇用の約7割を占める中小企業において賃上げが実現できれば、個人消費が拡大し、経済成長につながるという、成長と分配の好循環を作り出すことができる。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

- (4) 中小企業が「稼ぐ力」を身に付け、賃上げの原資を持続的に確保できるよう、労働生産性向上や収益力強化につながる事業再構築補助金やものづくり・商業・サービス補助金などの支援策を拡充するほか、生産性向上のために極めて重要なDXへの挑戦を後押しするため、中小企業における、ITツールの導入やデジタル人材の育成・確保への支援を拡充すること。

◆現状・課題

大企業と比べて財務基盤が弱く、デジタル人材が不足するなど経営資源に恵まれない中小企業は、DXへの取組の遅れなどにより、労働生産性が低い水準にあり、持続的な賃上げや投資のための原資が十分確保されているとは言えない状況となっている。

◆実現による効果

DXの推進などにより労働生産性を向上させ、中小企業が「稼ぐ力」を身に付けることにより、持続的な賃上げや、更なる成長のための投資ができるようになる。また、賃上げにより個人消費が拡大し、経済成長につながるという、成長と分配の好循環を作り出すことができる。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

- (5) 中小企業が、深刻な経営課題となっている人手不足に対応できるよう、中小企業の採用活動に対する支援、人手が不足している業種や成長産業への労働移動の促進のほか、大企業等の副業・兼業人材や、障がい者・高齢者・女性・外国人など、多様な人材の確保に向けた支援策を充実させること。

◆現状・課題

多くの中小企業では人手不足が深刻な経営課題となっているが、少子高齢化、人口減少の進展により労働人口が減少し、今後ますます深刻化するおそれがあり、人材の安定的な確保が課題となっている。

◆実現による効果

少子高齢化、人口減少が進む中でも中小企業が持続的に成長・発展していくことができる。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

(6) 経営者の高齢化や後継者不足に直面する中小企業の事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターの体制の充実や、外部専門家の活用に係る費用への支援の拡充など、事業承継に対する一層の支援を行うこと。

◆現状・課題

多くの中小企業が経営者の高齢化や後継者不足等に直面しており、これに伴う廃業や、廃業による雇用・技術など貴重な経営資源の喪失が危惧されている。

◆実現による効果

事業承継を促進することで、地域経済を支える中小企業が培ってきた経営資源を次世代に引き継ぐとともに、更なる成長・発展を遂げるための契機を作り出すことができる。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

2 中小企業支援機関の相談体制に係る支援の充実強化

【提案内容】

提出先 経済産業省、中小企業庁

商工会・商工会議所が、中長期的な視野に立ち、計画的に中小企業への相談体制を構築するため、相談員の増員や拡充など、相談体制の充実に対する支援策を継続的に講じること。

◆現状・課題

エネルギー・原材料価格の高騰や脱炭素、貨上げへの対応など、社会経済状況の変化に伴い、中小企業は様々な課題へ対応する必要に迫られている。

そのような中小企業からの相談に対応するため、国は、令和4年度補正予算において、「事業環境変化対応型支援事業」として113億円を計上し、その中で、商工会・商工会議所への相談員の配置などによる相談窓口の体制強化を支援しているが、当事業は単年度限りのものであるため、使い勝手が悪く活用の実績が上がっていない。

商工会・商工会議所は、社会経済状況の変化に伴う中小企業からの様々な経営課題に対し、中長期的な視野に立ち、相談員の増員・拡充などを行う必要があるため、計画的に体制を確保できるような国の支援が不可欠である。

◆実現による効果

商工会・商工会議所が支援体制を計画的に構築することで、多くの事業者からの相談にきめ細かく対応でき、中小企業が「稼ぐ力」をつけるための業態転換等を後押しすることができる。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

1 税制度の見直し

【提案内容】

提出先 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省

- (1) 市街化調整区域内において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること。

◆現状・課題

市民農園は都市住民のニーズが高いものの、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて開設されている約6割の農園で、相続税等納税猶予制度の適用が受けられない状況である。今後、相続等が発生した場合、多くの農園が閉園し、減少することが懸念される。

本県の市民農園の開設状況

農園数合計	うち市街化調整区域内の「市民農園整備促進法」及び「特定農地貸付法」に基づく農園数	割合
880箇所	535箇所	60.8%

農林水産省「市民農園開設状況調査」(R4)を基に作成

◆実現による効果

相続税等納税猶予制度の対象を拡大することで、より多くの市民農園が確保できることになり、本県農業の持続的発展が可能になる。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



[県内市街化調整区域内の市民農園の状況]

- (2) 三大都市圏の特定市（19市）の市街化区域内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、生産緑地地区内と同じ課税とすること。

◆現状・課題

三大都市圏の特定市（19市）においては、市街化区域内農地のうち、生産緑地地区の指定を受けた農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価・農地並み課税であるが、一方、当該指定を受けていない畜舎等の農業用施設用地は、宅地並み評価・宅地並み課税となつておらず、その税負担が大きくなっている。

また、これらの農業用施設用地については、隣接する農地等がないことが多く、生産緑地地区の指定を受けることも困難となっている。

本県の市街化区域内農地における農業用施設用地の課税額の比較

（1m²当たり）

	固定資産税（円）	都市計画税（円）	合計（円）
市街化区域内（A）	392	70	462
生産緑地地区内（B）	56	8	64
A/B	7.0倍	8.8倍	7.2倍

綾瀬市の例（R4）を基に作成

◆実現による効果

生産緑地地区の指定を受けることが難しい農業用施設用地についても、生産緑地地区内と同じ課税とすることで、維持経費の軽減が図られ、都市における農業経営の安定に資する。

（神奈川県担当課：環境農政局農政課）



[県内市街化区域内の農業用施設（鶏舎）の状況]

VII 健康・福祉

11 健康・長寿社会の実現

1 「未病」の考え方に基づく国の施策の推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、厚生労働省、経済産業省

(1) 健康長寿社会の実現に向けて、「新しい資本主義のグランドデザイン」で掲げる「課題解決を通じて新たな市場を創る」ために、健康・医療戦略に位置付けた「未病」の考え方を更に推し進め、AIやICTを含むテクノロジーにより、日常生活の中で健康データを測定・蓄積し、活用できる社会基盤を整備するなど、「未病コンセプト」を基軸とした国の施策を推進すること。

また、健康の維持・増進、病気や要介護状態等の進行抑制・改善に向けた個人の取組を支援するとともに、地方自治体における取組への支援を行うこと。

◆現状・課題

超高齢社会を乗り越えるためには、「未病コンセプト」に基づき国民一人ひとりが主体的に自分の健康状態を考えることが重要である。健康・医療戦略（第二期）では「一次予防、二次予防、三次予防」を定義付け、国の施策が計画されているが、「予防」とは「健康か病気か」を二分するモデルにおいての考え方である。本来、健康と病気とは「二分論」の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を「未病」とする「未病コンセプト」の考え方は、健康を自分事化するために重要である。

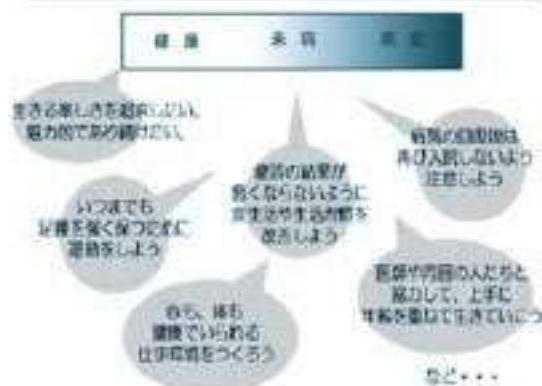
国の「健康・医療戦略」においても、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれており、国民の「未病改善」を推進するため、健康・医療・介護政策に「未病コンセプト」を位置付け、国民一人ひとりが、食生活や運動面等の未病改善（=全体の状態を最適化すること）に取り組める社会環境づくりを早急に進める必要がある。

また、健康・長寿社会を実現するためには、切れ目のない医療・介護・健康づくりサービスの提供体制の構築が重要であることから、地域医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築のためにも医療・介護、ヘルスケアのデータを、ICTを活用して個人・関係者が共有し、きめ細かく対応できる体制づくりが大変有効であり、地域医療介護総合確保基金の目的とも合致しているので、基金を活用した支援が必要である。

◆実現による効果

「未病コンセプト」を基軸とした国の施策を推進することで、健脾に対する様々なイメージが広がり、個人が専門家のサポートを受けながら、民間サービスを主体的に選択して生活の質を高めていくことができるようになる。こうした「未病」にかかるサービスの市場が広がることで、

「未病」の考え方方が広げる様々なイメージ



超高齢社会の課題解決と同時に、新たな産業分野（未病産業）の創出・拡大につながる。

また、「未病改善」に誰もが取り組める社会環境が形成され、国民一人ひとりが、生活習慣病や高齢者の虚弱化の進行から心身をより健康な状態に近づけることが可能となるなど持続可能な健康・長寿社会の実現につながる。

(神奈川県担当課：政策局いのち・未来戦略本部室、健康医療局健康増進課、
福祉子どもみらい局高齢福祉課)

- (2) 国民一人ひとりの行動変容を促すためには、自分の現在の「未病」の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化することが重要であることから、国の施策において「未病指標」を活用し、「未病指標」の普及を図ること。

◆現状・課題

国民の健康寿命延伸という課題の解決と新たな市場・産業の創出が同時に求められる中、「健康長寿社会の形成に資する新産業創出」、「未病の取組を進めるための指標の構築」等が健康・医療戦略でも指摘されるなど、個人の行動変容を促す取組を支援することは喫緊の課題となっている。こうした課題に対処するため、個人の現在の未病の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化（＝「未病指標」）し、個人の主体的な行動変容を促す未病改善の取組を保険者努力支援制度において評価するなど、「未病」を基軸とした具体的な施策の推進が必要である。

◆実現による効果

国が具体的な施策の中で個人、企業、地方自治体を含めて「未病指標」を活用することで、これまで潜在的に存在していた価値を可視化し、個人の具体的な行動変容を促すことができる。同時に、個人に応じた様々な商品・サービスが生まれることで新たな産業の創出が期待できる。

さらに、「未病指標」は商品やサービスの評価基準となるだけでなく、企業や地域における健康課題を明確にして解決に導くための重要なツールとなる。



(神奈川県担当課：政策局いのち・未来戦略本部室)

2 健康寿命指標の見直し

【提案内容】

提出先 厚生労働省

地方自治体が未病改善の施策を推進していく上で、成果を検証するための確かな指標が必要である。現在、指標の一つとしている「健康寿命」について、より客観性や再現性があり、適時算定可能な方法を採用し、併せて、健康か不健康かの二分ではなく心身の状態をグラデーションで捉えた視点も考慮すること。

◆現状・課題

健康寿命とは、一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間又はその指標の総称であり、国では、3つの算定方法（①「日常生活に制限のない期間の平均」、②「自分が健康であると自覚している期間の平均」、③「日常生活動作が自立している期間の平均」）を示し、健康増進計画「健康日本2.1」においては、そのうちの一つ①「日常生活に制限のない期間の平均」を健康寿命として掲げている。

これらの算定方法については、2019年3月の「健康寿命の在り方に関する有識者研究会」報告書において、上記の①を引き続き採用し、③を補完指標として利活用するとされ、2020年3月に閣議決定された「健康・医療戦略」にも引き継がれているが、①は客観性や再現性がなく、大都市以外の市町村単位での算出が困難である。一方、③は、介護保険情報に基づいており、抽出ではなく全認定者数を算定の基礎としているため、全市町村単位での算出と毎年の算定が可能であるが、要介護認定は原則65歳以上であり、指標の示す対象が狭い。

健康 未病 病気

また、本来、人の心身の状態は、日々、健康と病気の間で変化するグラデーションの状態、つまり「未病」であり、これをより健康に近づけていくことこそが健康寿命の延伸につながるものである。そのため、健康と不健康に二分する評価ではなく、心身のグラデーションの状態に応じた評価ができる指標とする必要がある。

なお、国は、健康寿命に影響を及ぼす身体的・社会的要因の分析のため、今後も研究班での検討を行うとしているが、より実態に即した適切な指標を検討いただきたい。

◆実現による効果

健康寿命が、より適確な算定方法により算定され、基礎データも明らかにされることで、健康寿命に影響を与える主なリスク要因や地域間格差の要因を検討することが可能となり、健康課題の特定、中長期的また広域的な健康・医療政策の展開を助け、健康長寿社会の実現に資することとなる。

(神奈川県担当課：健康医療局健康増進課)

3 認知症施策推進大綱を踏まえた「認知症の未病改善」

【提案内容】

提出先 厚生労働省

認知症施策の推進に当たっては、認知症の人とそうでない人を区分せず、誰もが同じ社会でともに生きる、「共生」の基盤の下、健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を踏まえるとともに、「認知症の未病改善」の表現を取り入れること。

また、「認知症施策推進大綱」の実効性が確保されるよう、様々な施策を推進するために必要な財源措置を講じるとともに、施策の効果検証・見直しを行うこと。

さらに、国として認知症のリスクを軽減する未病改善の研究等を一層推進すること。

◆現状・課題

令和元年6月に策定された国の「認知症施策推進大綱」では、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になつても進行を緩やかにする」という意味であるとしている。

また、誰もが認知症になりうることを意識するためには、心身の状態が健康と病気の間で連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を踏まえ、今後は、「認知症の予防」ではなく「認知症の未病改善」の表現を取り入れ、「共生」の基盤の下、認知症施策を進めていく必要がある。

認知症施策推進大綱には様々な施策が位置付けられているが、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりを推進するためには、恒久的で活用しやすい、十分な財源措置を講じる必要がある。

加えて、若年性認知症施策については、若年性認知症の人の経済的问题への支援や、就労の継続を含めた社会参加等のために、事業主等の理解や関係機関との連携が不可欠であることから、引き続き国として、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行う必要がある。

また、認知症施策の推進に当たっては、地方自治体の実情を踏まえた検討を進めるとともに、認知症の人や家族の意向を踏まえて施策の効果検証・見直しを実施していくことが必要である。

現在、国において研究や開発が進められているが、認知症はまだその病態解明が不十分であることから、根本的治療薬やリスク軽減に有効な取組は十分に確立されていない。こうした状況の中、認知症のリスクを軽減するためには、認知機能検査に関する情報や、診療報酬・介護報酬等のビッグデータといった客観的な数値等を活用して、住民等が一体となり地域全体で効果的な取組を推進する必要がある。

◆実現による効果

認知症のリスクを軽減するための未病改善の取組が進むとともに、「未病」の考え方を踏まえた認知症施策の推進及び必要な財源措置や環境整備の確実な実施により、認知症の人や家族の視点を重視した、認知症施策推進大綱の実効性が確保される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、健康医療局健康増進課)

4 がん対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

重粒子線によるがん治療について、保険診療の対象を拡大するとともに、診療報酬額を適正な水準とすること。また、保険診療の拡大に伴って人材が不足しないよう、放射線治療専門医等の育成を図ること。

◆現状・課題

本県では、がん患者に優しく質の高い医療を提供するため、県立がんセンターにおいて重粒子線治療を平成27年12月から開始した。重粒子線によるがん治療のうち、先進医療に位置付けられている症例について、持続可能な医療保険制度の運営に留意しつつ、保険適用に向けて本県でもエビデンスの確立に向け取り組んでいるが、治療費の患者の自己負担額が300万円を超え、高額であることから、患者負担軽減のため、保険適用の拡大が必要である。令和4年度診療報酬改定において、新たに5つの適応疾患が保険適用とされたところであるが、引き続き、保険適用の拡大を図ること。また、これまで保険適用となつた適応疾患については、診療報酬額が低く医療機関側の大幅な減収となり、施設の運営が困難であるため、実態に合わせた診療報酬額とする必要がある。さらに、放射線治療専門医等は全国的に数が限られており、確保が厳しい状況にあることから、人材を育成する必要がある。

◆実現による効果

保険診療となった場合には、患者の自己負担額は保険診療の制度で定められた割合に抑えられる上、高齢療養費制度も適用され、患者の経済的負担を大幅に下げることができる。

また、保険診療に当たって、診療報酬額を適正な水準とするとともに、放射線治療専門医等を育成することにより、医療機関の運営や人材確保が安定し、重粒子線治療を安定して患者に提供することが可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局県立病院課)

5 歯科口腔保健対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

口腔機能のささいな衰え（オーラルフレイル）について、初期の症状の者や口腔機能の低下（口腔機能低下症を含む）に対応するリハビリテーション（神奈川県作成オーラルフレイル改善プログラム）についても保険適用とすること。市町村が実施するオーラルフレイル対策に係る事業を国保の保険者努力支援制度の評価項目に追加すること。

また、幅広い年齢層へのむし歯対策として有効なフッ化物洗口を推進するため、国庫補助の拡充などにより、県や市町村の取組の支援充実を図ること。

◆現状・課題

平成30年度の診療報酬改定において、著しく口腔機能が低下した者（「口腔機能低下症」患者）を対象とした診断や保健指導（口腔機能管理加算）は、保険適用とされた。しかし、口腔機能の低下が初期段階の者（「オーラルフレイル」該当者）が対象となっていないほか、口腔機能の回復を目的としたリハビリテーションも保険適用となっていない。

しかしながら、平成28年度神奈川県口腔ケアによる健康寿命延伸事業において調査したところ、65歳以上の高齢者の約4割がオーラルフレイル該当者であり、平成30年度に行った介入調査では、本県が作成した改善プログラムを1か月間実施することで滑舌や舌圧などが有意に改善することが示された。

また、オーラルフレイル該当者の4年後における要介護認定及び総死亡のリスクは、非該当者に比べて、約2倍高いことが、東京大学高齢者社会総合研究機構等の研究チームによる研究（2017年発表）で明らかとなっている。



令和5年度の広域連合の保険者インセンティブ制度では、口腔機能に着目した検査項目の実施が盛り込まれている。しかし、国保の保険者努力支援制度の評価項目には、栄養障害等を防ぐために重要なオーラルフレイルを含む口腔機能低下の防止について、評価項目に含まれていない。

さらに、幅広い年齢層へのむし歯対策として有効なフッ化物洗口法については、平成15年1月に厚生労働省から発出された「フッ化物洗口ガイドライン」が、令和4年12月に、最新の知見等を踏まえて改定された。また、厚生労働省が実施する補助事業（都道府県等口腔保健推進事業）でも、令和2年度から、保健所設置市以外の市町村がフッ化物洗口を進める場合にも活用できるよう補助対象が拡充されたが、大規模な自治体にとっては十分な支援とはいえない。幅広くフッ化物洗口の取組を進めていくためには、補助基準額の引き上げなど、支援を強化していく必要がある。

◆実現による効果

オーラルフレイル該当者への適切な対応により、要介護及び運動・栄養障害等を未然に防ぐ効果が期待されることから、「オーラルフレイル該当者への保険適用拡大」及び「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」は、将来的には、医療・介護費の適正化にもつながる。

さらに、地域の実情に応じた様々なフッ化物洗口の取組が進み、歯の喪失につながるむし歯を防ぐことを通じて、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進し、将来的な医療費適正化につながる。

（神奈川県担当課：健康医療局健康増進課）

6 持続可能な国民健康保険制度の構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援方策を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること。

また、一人当たりの医療費水準が低い保険者のインセンティブを損なわないよう、保険者努力支援制度の成果指標を見直すとともに、ロコモ、フレイルや認知機能対策などの未病改善に向けた都道府県や市町村の取組も評価項目に追加すること。

※ ロコモ・障害や加齢による運動器の機能低下 フレイル・加齢に伴う心身の虚弱化

◆現状・課題

改正国民健康保険法に基づき、平成30年度から3,400億円の財政基盤強化策が実施され、本県内のいくつかの市町村で法定外繰入の減少が見られたものの、被保険者の一人当たり医療費は増加しており、今後の財政負担が危惧される。

そもそも、国民健康保険制度は他の公的医療保険制度に比べ、低所得の子育て世帯を中心に、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえない。国民健康保険制度を持続可能なものとするため、子育て世帯に対する財政支援として実施された子どもの均等割保険料の軽減措置や出産育児一時金の引上げ、産前産後の保険料免除措置も含め、財政基盤強化策を検証し、引き続き必要な財政措置の拡充を図ることが必要である。

また、より一層の医療費の適正化を図るために、保険者努力支援制度において、一人当たりの医療費水準の低い地方自治体が適正な評価を受けられるよう、医療費水準の改善幅よりも、現状の医療費水準の評価の配点を高めるよう見直すとともに、個人の主体的な健康行動を促す都道府県、市町村の取組に係る評価項目の更なる充実が必要である。

併せて、都道府県間の所得水準を調整する役割をもつ普通調整交付金においても、依然として医療費水準が低く、かつ、平均所得が高い都道府県には交付額が少なく、医療費適正化に向けた努力を妨げるものとなっていることから、年齢構成のみを勘案し地域差を排除した医療費水準を算定基礎とする見直しを行うことが必要である。

◆実現による効果

加入者の負担能力と医療費水準に応じた保険料の水準となることにより、公的医療保険制度間の負担不公平が解消されるとともに、未病改善の取組が促進される。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市国民健康保険				協会けんぽの保険料負担率の 1.5倍を超える世帯
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	
100	45.0	5.5%	10.5%	15.8%	20.7%	10.1%
200	132.0	10.0%	12.1%	14.0%	15.5%	7.5%
300	202.0	9.9%	12.2%	14.4%	16.9%	7.4%
400	278.0	9.0%	11.5%	13.2%	14.8%	7.4%
500	356.0	9.5%	11.1%	12.4%	13.7%	7.0%
600	436.0	9.8%	10.9%	11.9%	13.0%	6.8%
700	520.0	9.6%	10.7%	11.6%	12.4%	6.6%
800	610.0	9.8%	10.5%	11.3%	12.0%	6.4%
900	705.0	9.6%	10.4%	11.1%	11.7%	6.2%
1,000	805.0	9.6%	10.3%	10.5%	10.5%	6.0%

【本県における国保加入者の負担の状況】
—所得に対する保険料の負担割合—
単身世帯を除き1,000万円未満收入のほとんどの世帯の保険料負担は、被用者保険(協会けんぽ)を上回っている。令和4年度から子育て世帯負担軽減策として均等割軽減措置が行われているが、未就学児のみであり、効果は限定的である。

※ 協会けんぽは、令和4年4月から適用の保険料率(介護分を除く)、標準報酬月額は年間16月(ボーナスが4月分支給)として算定。

※ 横浜市は、令和4年度の保険料率による算定(介護分を除く、軽減適用後)。

(R.5.2神奈川県調-9)

(神奈川県担当課：健康医療局医療保険課)

12 地域包括ケアシステムの構築に向けた 医療・介護提供体制の推進

1 地域医療介護総合確保基金の改善

【提案内容】

提出先 厚生労働省

基金の医療分については、各事業区分に対して都道府県の状況に沿った配分をすること。具体的には、本県は高齢化が急速に進むことにより、今後も医療需要が増大することが見込まれ、不足している必要病床の整備に併せて、医療従事者確保等も同時に進める必要があることから、地域の実情に応じた取組に幅広く活用することを認め、特に不足しているⅡ・Ⅳ及びⅥへの配分の増額を行うとともに、配分に当たっては、本県をはじめとした今後の医療需要の増加が見込まれる地域へ重点化すること。

併せて、2026（令和8）年度以降の基金のあり方を速やかに示すこと。

また、介護分については、介護施設の創設を条件とした大規模修繕だけでなく、介護保険制度導入以前の施設の老朽化対策としての大規模修繕を補助対象メニューに加えるほか、メニューに無いものや補助単価についても地域の創意工夫が活かせる仕組みにするとともに、建築コスト等に見合った単価設定とすること。そのほか、人材確保対策についても、地域の実情や創意工夫が活かせる仕組みにすること。併せて、事業区分間の融通を認めること。

◆現状・課題

医療分は、事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備）に重点配分されている。本県では、2025年の必要病床数は約1万1千床増加、在宅医療等の必要量も約1.6倍増加と推計され、医療需要の増加に対応するために、病床の転換整備や稼働率向上が必要となるが、事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供）、Ⅳ（医療従事者の確保）及びⅥ（勤務医の働き方改革推進に関する事業）も同時に進めなければ、病床転換、新規整備や稼働率向上の取組を進める医療機関における医療従事者不足、退院患者が十分な在宅医療を受けられないなどの事態が生じかねない。特に本県においては、高齢化が急速に進むことにより、他の地域と比べて大幅な需要増が想定されることから、重点配分が不可欠である。また、2026（令和8）年度以降も医療需要の増加が見込まれているが、今後の基金のあり方は明確になっていない。

介護分は、介護施設等の整備対象に既存の広域型特養の大規模修繕も追加されたが、介護施設等の創設を条件とした大規模修繕のみが対象となっているため、介護保険制度導入以前に開設された施設の老朽化など既存設備等の維持は引き続き困難な状況である。

また、補助単価については、介護ロボットについて一律に上限が設定されているなど、地域の実情や創意工夫を活かした取組が進みにくい状況があるため、建築コストの増などに併せた見直しを随時行う必要がある。

そのほか、介護人材確保対策についても、地域が独自に取り組んでいる事業で、海外における介護人材候補者に対する訪日前日本語研修等の学習支援といった先駆的な取組には該当メニューがなく、また既存メニューにおいても国の実施要領において、補助基準額、補助対象者等

が一律に定められているため、地域の実情や創意工夫を活かした取組が進みにくい状況がある。

また、事業区分Ⅲ（介護施設等の整備に関する事業）とV（介護従事者の確保に関する事業）間の融通が認められないことで、事業の機動的な実施に影響が生じている。

◆実現による効果

医療分については、十分な額の配分により、在宅医療の推進や医療従事者の確保に必要な事業が実施できる。

また、介護分について、地域の実情に応じた多様なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの推進が期待できる。

（神奈川県担当課：健康医療局医療課、福祉子どもみらい局地域福祉課、高齢福祉課）

2 保健・医療・介護を担う人材の確保定着

【提案内容】

提出先 厚生労働省

(1) 本県の大学医学部の地域枠による臨時定員増について、令和6年度まで暫定延長が決まったところであるが、本県の医師確保・偏在対策として引き続き重要な枠組みであることから、令和6年度入学の臨時定員増について、地域のニーズを踏まえて新規の増員を図ること。

また、令和7年度以降の取扱いについても、臨時定員増とする現行制度を継続するとともに、地域の実情や都道府県の意向に十分配慮して検討を進めること。

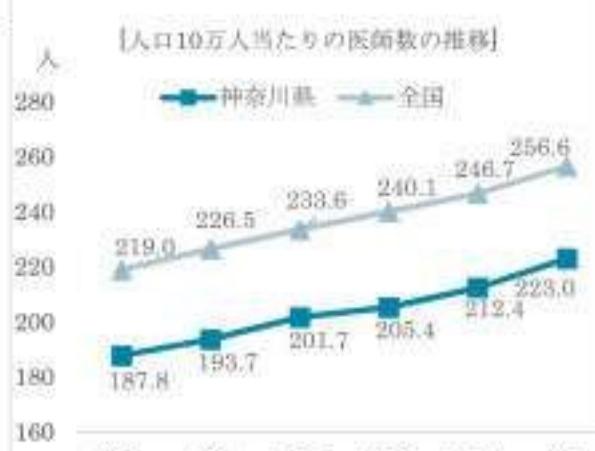
さらに、医師の臨床研修制度における都道府県別の募集定員について、引き上げること。

◆現状・課題

本県の医師数は、人口10万人当たりでは下位（39位）となっているが、令和元年8月に確定した「医師偏在指標」では、「多数」でも「少数」でもない「中程度」の県として区分され、このままでは令和7年度以降、地域枠による医学部の臨時定員増が維持できなくなるとの見解が示されている。

◆実現による効果

地域枠医師を継続して確保するとともに、臨床研修病院、専門研修基幹施設等に研修医が増えることにより、医師不足及び医師の勤務環境改善につながり、地域偏在の解消に寄与する。



厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」(H22～R2)を基に作成

（神奈川県担当課：健康医療局医療課）

- (2) 介護ニーズの高度化・多様化に対応できる人材の確保・養成を図るために、人材層ごとの機能、役割を明確化するとともに、それを裏付ける教育・養成体系を早期に整備すること。

また、今後ますます増加する介護ニーズに応えるため、**介護の職員の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。**

◆現状・課題

「介護福祉士」「研修等を修了し一定の水準にある者」「基本的な知識・技能を有する者」といった人材層の役割が混在しており、例えば、高度な専門性を有する介護福祉士が専門性を要さない配膳やベッドメイクなどの業務も行っているなど、限られた人材を有効活用できていない。そこで、意欲・能力に応じてキャリアアップを図り、キャリアに応じた役割を担うことができるようにするため、人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系を早急に整備する必要がある。

介護の職員の給与については、処遇改善の措置が図られてきているが、他の職種の給与水準と比較するといまだに低い状況が続いている。介護人材の定着のためには、処遇改善が必要である。

◆実現による効果

介護職員のキャリアパスの整備を促進し、介護人材の資質の向上や処遇改善につなげていくことにより、介護人材の確保・定着に向けた取組を促進することができる。

また、介護職員の報酬体系について、更なるベースアップが図られることにより、人材の確保・定着に繋げることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局地域福祉課、高齢福祉課)

- (3) 医師の働き方改革については、令和6年4月から勤務医の時間外労働の上限規制が適用開始となるところ、地域の救急医療等の提供体制に支障を生じさせないためには、国民一人一人が医師の働き方改革の趣旨を理解の上、適切な受診行動を選択する必要があることから、制度の趣旨についての意識啓発を国の責任において実施すること。

なお、厚生労働省が令和5年度当初予算において医師の働き方改革普及啓発事業を予算措置しているが、1年間という短い期間で国民の意識を変容させるため、意識啓発活動は、国が主体となって全国的に行うこと、大胆かつ強力に進めること。

同時に、医師の働き方改革等に伴い今後は限られた医療資源を効率的・効果的に活用する必要があることから、医療DXや遠隔診療の推進、AIやロボット等の最先端のテクノロジーの活用等を含めた、新たな医療提供のあり方についてグランドデザインを提示すること。

◆現状・課題

令和6年4月から、改正労働基準法が医師に適用され、医師の総労働時間が減少することになる。そのような中、各医療機関においては、様々な合理化を進めるなどして医療提供体制を確保しながら働き方改革を進めているが、医療関係者からは、国民一人一人の制度の趣旨の認知度が低いとの指摘がある。

医療を提供する側の努力だけではおのずと限界があり、このままでは、1年間で国民の意識は十分に変容せず、医療需要と供給の均衡を欠く事態となり、地域医療提供体制に支障が生じるおそれがある。

こうした事態を回避するためにも、新たな医療提供のあり方として、AIやロボット等の最先端のテクノロジーを活用し、医療DXを推進することで限られた医療資源を効率的・効果的に活用することが重要である。

◆実現による効果

医師が健康に働き続けることのできる環境を整えることは、医療の質と安全を確保していく上で大変重要であることを、国民一人一人が認識し、適切な医療のかかり方について理解を深めることができになり、また最先端のテクノロジーを活用した医療DXをより一層推進することで、医師の働き方改革等に伴い地域医療に支障が生じることを回避することができる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

3 介護サービスの質の向上や介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

(1) 質の高い介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を促進するため、要介護状態の改善につながる取組や「未病改善」の取組、職員の定着、資質向上、テクノロジー活用の取組について、介護報酬での評価を更に拡大する等、事業所にインセンティブが働くような、介護保険制度の持続可能性を高める仕組みを構築すること。

その際、状態の改善を評価する指標として、本県が開発した「未病指標」の活用を検討すること。

◆現状・課題

介護保険制度は、要介護認定者について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることが目的であるが、現在の制度では、要介護度に応じて報酬が設定されており、要介護度を改善させた場合、報酬は減少してしまう。

事業者が行う質の高い介護サービスや「未病改善」の取組等のアウトカムを評価する適切な評価方法が定まっていないため、客観的な指標で評価する仕組みを構築し、インセンティブが働くようにする必要がある。

また、テクノロジーの活用について令和3年度の介護報酬改定で評価が拡大されたが、引き続き検証を続けつつ、更なる拡大に向けて検討する必要がある。

なお、介護職員の慢性的な不足の状態が続いていること、その要因として、業務上の負担などとともに賃金水準の低さが指摘されていること等を踏まえ、令和4年度介護報酬改定において、介護職員の収入を3%程度引き上げるための措置として、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されたが、職員の確保、定着に向け、賃金改善のための更なる報酬の引上げが必要である。

◆実現による効果

要介護度の改善につながる質の高いサービスや「未病改善」の取組、介護従事者の資質向上、定着に向けた取組を積極的に評価することで、より質の高い事業者、介護従事者の増加、ひいては介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳の保持が可能となる。

また、未病指標は測定に係る手間が小さく、介護現場の負担軽減にも資する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

(2) 介護保険における地域区分については、賃金水準に即したものとなるよう、県内一律とすること。

◆ 理狀・課題

本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は2級地からその他区分まであって、2級地に5級地が隣接するなど、非常に混在している。このため、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しが必要である。

◆実現による効果

地区区分を地域の実情に沿って見直すことで、介護保険事業所の経営安定化や人材確保につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

「本県における介護保険の地域区分の状況」



4 特別養護老人ホーム等への入所に係る低所得者対策の強化

【提案内容】

提出先 厚生労働省

低所得者であっても、特別養護老人ホーム等の入所に当たって、在宅と同様な居住環境の下で適切なケアを受けられるよう、必要な対策を講じること。

◆現状・課題

常時介護を必要とし、自宅等で生活することが困難な方が施設入所された場合についても、在宅と同様な居住環境の下で適切なケアを受けることは必要である。そのため、本県においては特別養護老人ホームの整備に当たっては、プライバシーが確保され、できる限り在宅に近い居住環境の下で生活することで、一人ひとりの個性や生活のリズムに合わせたケアを提供することができるユニット型個室を原則としており、国も、特別養護老人ホームの居室について、個室ユニット化を推進している。

しかし、ユニット型個室は従来型の多床室と比べ利用者の費用負担が大きく、低所得者には利用しにくいことがユニット型個室の大きな課題となっている。

入居者の尊厳の観点からも、介護施設の入所者の居室についてはユニット型個室が望ましいことから、低所得者でもユニット型個室に入所できるように必要な対策を講じることが必要である。

現在、負担軽減策として社会福祉法人による利用者負担軽減制度があるが、制度を適用するかどうかの判断が実質的に社会福祉法人に委ねられており、制度が十分に活用されていないため、軽減対象者に対して一律に適用されるようにするなど、必要な人が制度を活用できるよう支援する必要がある。

◆実現による効果

施設入所に当たって必要な費用を支援することで、低所得者であっても在宅と同様な居住環境の下で適切なケアを受けることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

13 当事者目線の障がい福祉の推進

1 障がいに対する理解促進

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

本県では障がい者を知る機会や障がい者と地域住民が一緒に活動する場を増やすための取組を推進している。

誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、国においても、障害者週間における広報などの取組のより一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供について様々な場面や手法による普及啓発の強化等を行うこと。

特に、障がい当事者の心の声に耳を傾けお互いの心が輝くことをを目指す「当事者目線の障がい福祉」を推進し、共生社会を実現することが重要であることから、国においても「当事者目線の障がい福祉」の考え方を普及させること。

◆現状・課題

本県では、平成28年に県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」において発生した痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、共生社会の実現に向け「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のあらゆるメディアを活用して憲章の理念の普及推進に取り組んでいる。取組の中では、事件が発生した日を含む一週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と位置付け、広報活動を集中的に行なうほか、SNSや動画なども活用した憲章の理念の普及啓発などを継続的に実施しており、こうした取組を引き続き行っていくことが重要と認識している。

一方で、内閣府の「障害者に関する世論調査」によると「共生社会」を知っている人の割合は、48%程度に留まっている。

また、本県の県民ニーズ調査（令和4年度実施）では、障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると答えた人の割合は78.7%となっている。

Q1. 障害を理由とする差別や偏見があると思うか？	
ある (88.5%)	ない (11.5%)
Q2. 障害者週間を知っているか？	
知らない (58.0%)	知っている (41.9%)
Q3. 共生社会という考え方を知っているか？	
知らない (78.7%)	知っている (21.3%)

（内閣府「障害者に関する世論調査」(Q1, Q3) を基に作成）

本県では、こうした動向も踏まえ、憲章の理念の普及に取り組むとともに、障がい者も含めた県民、事業者、県等が互いに連携し、一体となった取組の推進のため、令和4年10月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定したところである。

共生社会の実現は本県だけの課題ではなく、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題である。



◆実現による効果

障がい者の活動や社会への参加を妨げる障壁（バリア）を取り除くための取組を全国的により一層充実して行なうことで、社会全体で障がい福祉への理解が深まることになり、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現につながる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室）

2 地域資源（人材及び活動の場）の充実

【提案内容】

提出先 厚生労働省

強度行動障がいのある障がい者が、集団生活を基本とした障害者支援施設で生活することには限界があり、当事者の意思決定支援に基づき、一人ひとりのペースに合わせたグループホーム等での地域生活移行に取り組む必要があるが、現状では人材確保や日中活動の場など地域生活を支える資源に不十分な面がある。このため、次のとおり制度等の見直しを行うこと。

- (1) 職員の待遇について、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。

また、人材層ごとの機能、役割を明確化するとともに、それを裏付ける教育・養成体系を早期に整備すること。

さらに、地域生活への移行の調整を行う職員を配置した、障害者支援施設を評価する報酬を、新たに設けること。

- (2) 障害福祉分野における地域の実情に応じた人材の確保・定着対策を支援するため、地域医療介護総合確保事業のような総合的・体系的な支援を提示し、併せて必要な財源の確保を図ること。

- (3) 地域生活移行に積極的に取り組む事業者や、地域へ移行した障がい者の生活を支える重度訪問介護サービスの報酬上の評価を引き上げるなど、地域生活への移行を促進する方策を講じること。

併せて、現在の障害者支援施設は、施設経営者にとって、重度障がい者の施設入所を前提とした報酬体系となっているため、施設外での日中活動による昼夜分離など、地域生活への移行につながる取組を積極的に評価する報酬体系に見直すこと。

さらに、地域生活へ移行した障がい者が、継続して暮らしていくためには、地域の中で障がい者を支える多様なサービスが提供される必要があることから、複数のサービス提供事業者による日中活動の場や住まいの提供、緊急時の受入等の地域でのネットワークづくりを促進する報酬体系に見直すこと。

◆現状・課題

「福祉系新卒者や退職者が就職先として障がい分野を選択しない」、「職員の負担が大きく、キャリアパスもなく、人材が集まらない」、「地域移行の核となる人材養成がない」といった理由から、現状のグループホームでは地域生活を支える人材や、重度障がいに対応できる人材が不足している。

また、重度障がいのグループホームが不足、就労を含む社会参加の場が少ない、地域に日中活動の場が少ないとといった地域資源（場）が不足していることから、報酬での評価などインセンティブを付与し、日中活動の場やグループホームを確保する必要がある。

◆実現による効果

すべての障がい者が、自らの意思で必要な支援を受けながら、自分らしくいきいきと暮らしていくことができる地域共生社会を実現することができる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室、地域福祉課、障害福祉課、障害サービス課）

3 相談支援の充実

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

平成29年にガイドラインが示された障がい者の意思決定支援については、**地方自治体による意思決定支援の体制整備への財源措置や、意思決定支援に積極的に取り組む相談支援事業所等への報酬上の評価など、更に取組が拡がるよう方策を講じること。**

◆現状・課題

令和3年6月に設置した「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」において、本県における障がい福祉の将来のあり方について、当事者目線の障がい福祉の基底を成す考え方として、①個人の尊厳が守られる社会を作る、②本人の自己決定を尊重した障がい施策を展開する、③入所施設の役割を転換し、地域共生社会の実現にオール神奈川で取り組むことが示された。県議会から、「当事者目線の障がい福祉」を実現するための普遍的な仕組みの構築が求められ、県、事業者、県民等の責務などを明らかにした「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～とともに生きる社会を目指して～」を制定した（令和5年4月1日施行）。

本条例が目指す「当事者目線の障がい福祉」を具現化するためには、自ら意思が反映された生活を送ることができるよう、必要とする障がい者が適切に意思決定支援を受けられることが必要である。

本県は相談支援専門員や、サービス管理責任者等の養成や資質の向上に向けた取組、障害者支援施設の実践への後押しとして意思決定支援専門アドバイザーの派遣等を進めているところであるが、意思決定支援に必要なきめ細かい支援を行うには、現行の相談支援業務に対する報酬水準では不十分である。

◆実現による効果

すべての障がい者が、自らの意思で必要な支援を受けながら、自分らしくいきいきと暮らしていくことができる地域共生社会を実現することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

4 地域生活を支えるための確実な財源措置

【提案内容】

提出先 厚生労働省

障がい福祉施策に係る超過負担の解消に向けて、国において次の方策を講じること。

- (1) 地域生活支援事業について、事業量に見合った予算措置がされておらず、市町村の超過負担が恒常化していることから、国において必要な財源措置を行うこと。特に、市町村の地域生活支援事業に位置付けられた事業のうち、移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等の個人向け給付事業を、確実な財源措置がなされるよう、**負担金事業**とすること。
- (2) 自立支援給付費負担金について、居宅介護や重度訪問介護など訪問系サービスには国庫負担基準が設けられている。また、基準額を超過した市町村に対し補助を行う都道府県に対する補助制度を設けているが、都道府県や市町村に過分な負担が生じることのないよう、**義務的経費としての国庫負担の在り方を見直すこと。**

◆現状・課題

地域生活支援事業について
は、本県における令和4年度
の市町村の超過負担額は40億
円に達し、特に移動支援や日
常生活用具給付、地域活動支
援センター機能強化事業等
は、市町村地域生活支援事業
費に占める割合が高く、超過
負担の大きな要因となってお
り、サービスの維持に支障を
きたすおそれがある。

令和5年度の国予算額は総
額1億円増額したものの、依
然として超過負担解消には至
っていない。

また、自立支援給付費負担金については、サービス量の増大とともに増加し続けているため、県及び市町村の財政を圧迫している。特に訪問系サービスについて国庫補助基準が設けられており、超過分に関しては、別途補助を行う仕組みはあるものの、財政規模等に応じた支給要件があるため補助対象から除外される市町村もあり、結果として超過額を市町村が負担している。

共生社会の実現や地域生活移行の促進など、在宅系サービスの充実は今後も重要なことを踏まえると、法定負担率どおり市町村が支弁する費用の100分の50を国が全額負担すべきである。



◆実現による効果
確実な財源措置を行うことにより、市町村の財政力に左右されない、安定的なサービス供給が図られる。



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

5 重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 厚生労働省

重度障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において身体・知的・精神の重度障がい者への医療費助成制度を創設すること。

また、重度障がい者の地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに全面廃止すること。

◆現状・課題

障がい者及びその家族の経済的負担の軽減に寄与する重度障害者医療費助成制度は、すべての都道府県並びに市町村が単独事業として実施しているが、その実施内容を見ると、地域の財政力などによりサービス水準に格差が生じている。本来、このような医療費助成制度は国民の生命と健康に直接かかわるものであり、国の責務として、全国一律の制度を創設すべきである。

また、現在、地方自治体がこうした医療費の助成を行った場合、国民健康保険の国庫負担減額調整措置が行われている。令和5年3月末に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、子どもの医療費助成の実施に伴う減額調整措置を廃止する方向性が示されたが、重度障がい者の医療費助成に関する減額調整措置については廃止の方向性は示されていない。令和3年度、本県においては、重度障がい者の地方単独医療費助成制度の実施に伴い約39億円減額されており、このうち、子どもの重度障がい者に係る減額調整分は減少する見込みであるが、引き続き、市町村の国保財政に影響を与えるものであることから、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

重度障害者医療費助成制度が全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、健康医療局医療保険課)

14 医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策

1 医療機関・社会福祉施設等への支援

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、法務省、厚生労働省

- (1) 長期化する物価高騰に対応するため、統一的、継続的な対応が可能である診療報酬・介護報酬等の改定を行うこと。

なお、診療報酬・介護報酬等の改定が行われるまでの間は、その代替としての新たな交付金の創設や国から直接の補助など、全国一律の支援を行うこと。

◆現状・課題

医療機関・薬局等は、国が定める公定価格を基本として経営を行い、物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であるが、こうした状況は全国共通であり、地域で異なることなく統一的な支援を行う必要がある。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育て、社会的養護などの社会福祉施設等は、国が定める公定価格等を基本として経営を行い、物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であるが、こうした状況は全国共通であり、地域で異なることなく統一的な支援を行う必要がある。

さらに、更生保護施設についても、省令で定められた委託料を基本として経営を行い、物価高騰の影響を他に転嫁することが困難であるが、こうした状況は全国共通であり、地域で異なることなく統一的な支援を行う必要がある。

現在、原材料・原油価格の高騰等により、幅広い業種の事業者はより厳しい状況に立たされ、更なる支援が求められているが、こうした全国共通の課題については、国の責任において一元的に取り組み、地方は地域の実情に応じた実効性のある対策を行う等、国・地方で役割分担をした上で、より効果的な対策を進めることが重要である。

また、今般の物価高騰の先行きは不透明であり、影響の更なる長期化が懸念されることから、継続的な対応が必要である。

◆実現による効果

物価高騰の影響により、経常収支が悪化する医療機関・社会福祉施設等における事業を安定的に実施することができ、住民生活・地域経済活動の向上につながる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課、業務課、福祉子どもみらい局次世代育成課、子ども家庭課、地域福祉課、高齢福祉課、障害サービス課、生活援護課)

- (2) 資材など原材料の調達コストの上昇に対応するため、特別養護老人ホームなど福祉施設等の整備に対する支援制度を創設すること。

◆現状・課題

原材料・原油価格の高騰等に伴い、エネルギー・資材などの原材料の調達コストは依然高止まりの傾向にあり、また不安定な状況である。

こうした調達コストの上昇や不安定化により、社会福祉施設等では、建替えなどの着工を延期する等、計画的な整備に支障をきたすことが懸念される。

社会福祉施設等では、コスト上昇分を価格転嫁することも困難であるため、計画的な整備を安定的に進めるための支援制度を創設する必要がある。

◆実現による効果

社会福祉施設等のサービス提供基盤を計画的に整備することができ、今後の国民の社会福祉に対する長期的かつ重大な影響の緩和につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

15 新型コロナウイルス感染症対策

1 医療

【提案内容】

提出先 デジタル庁、厚生労働省

(1) 新型コロナワクチン接種について、特例臨時接種実施期間終了後の定期接種への移行に伴い、県や市町村に新たな負担が生じないよう財政措置を継続するとともに、接種費用の一部補助等の住民の負担軽減措置を講じるなど、円滑に接種が進むよう対策を講じること。

また、接種券の電子化などにより接種者情報、接種記録等を一貫して管理できる仕組みの早期実現を目指すなど、ワクチン接種を迅速に進めるための制度設計により、地方自治体の取組を総合的に支援すること。

さらに、ワクチンによる副反応について、原因や治療法に関する研究を進め、国民への積極的な情報提供を行うとともに、接種記録の保存期間の延長や保存方法の見直し等により、中長期にわたって安全性や有効性を注視していく体制整備を構築すること。

◆現状・課題

新型コロナウイルスの世界的な流行が続く中で、令和5年度末まで実施する特例臨時接種から、定期接種化への移行が検討されていることから、接種主体である市町村や、市町村を支援する県に対し、新たな負担が生じないような財政措置の継続や、接種費用の一部補助による住民の負担軽減措置が必要である。

また、紙による接種券の発行を前提とした現状の接種情報管理体系、報酬支払体系等は、接種券の大量発行に膨大な時間及び労力を要することや接種記録の把握の遅れにつながることから、ワクチン接種を迅速に進めるための大きな障害となっており、デジタルを前提とした接種者情報、接種記録等を一貫して管理する仕組みを構築する必要がある。

さらに、今後もワクチン接種が継続されることから、現行では5年間となっている接種記録の保存期間の延長や電子化など保存方法の見直し等により、中長期にわたって安全性や有効性を注視していく体制整備が必要である。

◆実現による効果

接種券の発行、接種記録の管理などに係る労力が削減されるとともに、接種に係る報酬支払いの確実性が担保されることにより、希望する住民へのワクチン接種を迅速かつ円滑に進めることができ、中長期的な安全性や有効性の知見の収集が進むことで、県民が安心して接種できる環境が整う。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、自宅で療養する患者に対しては、在宅診療や訪問看護等の仕組みが有効であることが認められた。

こうした仕組みを充実させるために、在宅診療等を行う医師や看護師への手当等について診療報酬等を拡充するとともに、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症などの急性期病態においては、医師の指示書なしに行う訪問看護やオンラインによる療養指導等についても、事後に医師が確認を行うことで訪問看護療養費の対象とするなどの財政措置を図ること。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症に対して、本県では、「地域療養の神奈川モデル」として、地域の医師会、訪問看護ステーション、薬剤師会等が連携して、自宅で療養する患者の診療、健康観察を行う体制を構築した。

この枠組みは、感染後短期間に急激に悪化する可能性のある患者に対し、いわゆる健康観察という位置付けで、医師の指示書を待つことなく迅速に訪問看護等を実施し、その後に医師の確認を求める方法であり、今後、コロナに限らず、類似の感染症が蔓延した際や、そのほか急性期病態の療養者に対しても効果的であると思われる。

こうした対応を、今後、安定的に運用するためには、在宅診療等に係る診療報酬が拡大されることに加え、急性期病態においては、事前に医師からの指示書なしに行った訪問看護等であっても、事後に確認を行うことで訪問看護療養費の対象とするとともに、事後に医師の確認についても診療報酬の対象とするなど、診療報酬体系を整備する必要がある。

◆実現による効果

新たな感染症の蔓延や急性期の患者への対応に向けて、地域の医療提供体制を整備し、地域の医療システムとして自走化を図ることは、超高齢社会においても有用な手法であることから、将来的な活用も期待できる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

(3) 新型インフルエンザ等感染症を始めとする感染症対策に要する費用については、国庫補助の更なる嵩上げや交付金等により、地方負担の極小化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

◆現状・課題

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、地方自治体が感染症対策に係る財源を確保しやすくなるよう、国庫補助負担率の嵩上げや地方債の発行に関する特例規定が設けられたが、感染症法や特措法に基づく対策は法定受託事務であることから、本来、全額国庫負担すべきであり、国による更なる財政措置が必要である。

なお、国庫補助の嵩上げと併せて、現在、起債の特例規定が置かれ、交付税措置が想定されているが、本来、全額国庫で負担すべきものであるため、当該地方債の元利償還金に対して全額交付税措置すべきである。

◆実現による効果

国が十分な財政措置を講じることで、地方自治体が財政的な不安を感じることなく十分な感染症への対応を行うことができるとともに、地域差が生じることなく迅速に全国で感染症対策に取り組むことができる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

2 福祉

【提案内容】

提出先 厚生労働省

高齢・障害福祉施設等について、個人防護具等の購入や備蓄費用、従事者が体調不調時に使う抗原検査キットの調達費用など、様々な感染症に対する事前防止対策に対し、報酬において十分な評価を行い、各施設等の感染防止対策の取組を推進する恒久的な仕組みを構築すること。また、感染発生時のかかり増し費用を補助するサービス提供体制確保事業を継続するとともに、抗原検査キットの調達や検査の費用に対する補助を拡充すること。

さらに、施設内で療養する陽性者が適切な医療支援を受けられるよう、診療報酬や介護報酬等でのインセンティブ付与を含め、医療機関との連携を強化する仕組みを構築すること。

◆現状・課題

令和3年度からの介護報酬改定で措置された新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（基本報酬に0.1%上乗せ）は令和3年9月末で終了し、10月から12月までの感染防止対策について補助金により措置されたが、令和4年1月以降は措置されていない。また、介護事業者、都道府県とも事務負担が大きく、恒久的な仕組みとも言えないことから、報酬での措置が必要である。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に5類へ移行したが、高齢・障害福祉施設等はハイリスク者が多いことから引き続き、個人防護具の購入や備蓄費用とともに、従事者の体調不調時に自動的に行う抗原検査キットの調達費用など様々な感染防止対策が継続的に必要となるが、現在の報酬ではこれらの経費が評価されていない。

また、通常の介護・障害福祉サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成するサービス提供体制確保事業では、施設等が使う抗原検査キットやPCR検査による自費検査費用は限定されているが、体調不調時に使う場合や感染発生後の迅速な検査は感染拡大の防止には極めて重要であるため、対象経費を拡充することが必要である。

さらに、施設内で療養する陽性者に対する医療支援について、配置医や協力医療機関等の役割や機能が運営基準等において明確でないため、統一的な対応がなされていない。

※「かかり増し費用」とは、新型コロナ感染症が発症したことで、通常の介護・障害福祉サービスで発生する費用とは別に、追加で発生する費用のことです。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響による減収や追加で要する費用の発生により、経常収支が悪化する高齢・障害福祉施設等における事業の安定実施につながる。

感染症対策への評価を充実させ、医療機関との連携を強化することにより、新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後、未知の感染症が発生した場合にも感染拡大防止を図ることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、障害サービス課)

16 生活困窮者対策の推進

1 総合的な生活困窮者対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

コロナ禍の長期化による影響にきめ細かく対応するため、各地方自治体が行う生活困窮者自立支援事業の国庫補助率の引上げや基準額の上限枠の見直しなど、十分な財政措置を講じること。

特に生活困窮者からの相談が急増している生活困窮者自立相談支援機関の相談員については、地方自治体の負担なく配置できるよう財政的支援を拡充すること。

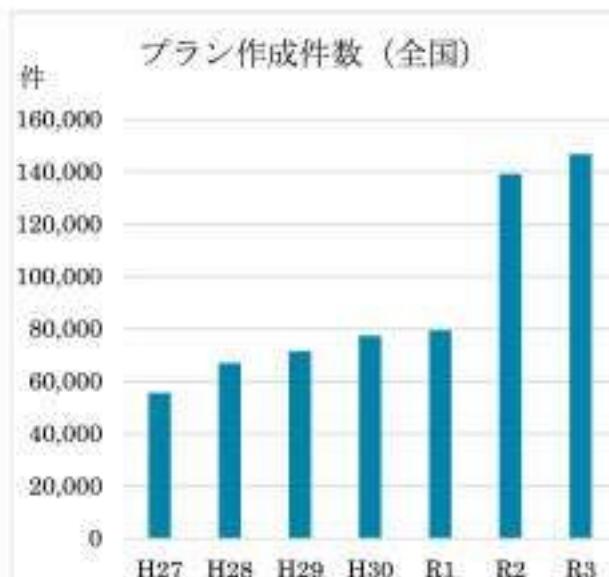
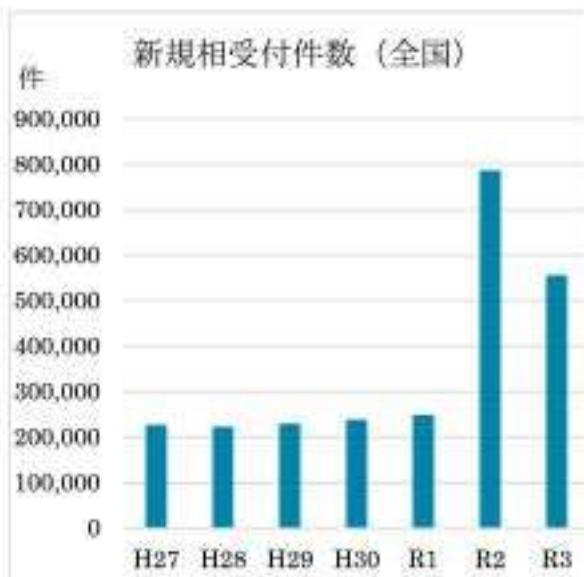
◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度に自立相談支援機関への相談件数や住居確保付金の申請件数等が急増した。令和3年度以降は、新規相談件数は減少傾向にあるものの、支援プラン作成件数は増加しており、継続的な支援を必要とする者が増加している。

また、生活福祉資金特例貸付の償還が令和5年1月から始まり、償還困難な借受人等への丁寧な支援が求められている。しかし、自立支援事業の実施に係る地方自治体の財政負担が障壁となり、必ずしも相談・申請件数に見合った人員を措置できていない。

◆実現による効果

生活困窮者に対する相談支援体制が強化されることにより、個々の状況に応じたきめ細やかな相談支援が実現でき、生活困窮者の自立支援が促進される。



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活援護課)

2 困難を抱える女性への支援

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

- (1) 困難を抱える女性を適切に支援するための総合的な対策を推進するとともに、各地方自治体の対応に必要な人材確保・育成、支援の充実のための事業費等に対する財政措置を行うこと。

また、困難を抱える女性の支援を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、国の財政的補助の充実を図ること。

さらに、困難を抱える女性の支援を効果的に進めるために、全国的な調査研究を行い、地方自治体の事業実施に必要なデータを提供すること。

◆現状・課題

令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月1日に施行される。これまでの婦人保護事業から大幅に支援対象を拡大し、新たな基本計画の策定を都道府県に義務付けるとともに、民間団体との連携や財政支援について規定された。

対象者の拡大に伴い、支援策の拡充をはじめ、支援に当たる人員やそれに係る経費の増大も見込まれることから、必要な方に支援が行きわたるようにするための財政措置が必要である。

また、困難を抱える女性の支援を行う民間団体は、人件費や施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にある。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。

さらに、計画の策定に当たっては、効果的な支援策を検討、実施するための根拠となるデータの取得とその分析が欠かせないため、国が統一的な基準・指標を用いて全国的な調査を実施し、女性が置かれている現状や課題を詳細に分析した結果を地方自治体に提供することが求められる。

◆実現による効果

地方自治体の支援体制の整備や民間団体への財政的支援が充実することにより、困難を抱える女性への支援の充実が図られる。また、国による全国的な調査研究、分析により効果的な計画の策定が可能となる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

- (2) 地域女性活躍推進交付金において、「つながりサポート型」の事業を継続するとともに、各地方自治体の財源の有無によらず事業が実施できるよう、事業費全額を同交付金で措置すること。

◆現状・課題

本県では、同交付金を活用し令和3年8月から不安や課題を抱える女性のための相談支援事業を実施している。令和4年度の相談件数も高く推移しており、継続して対応が必要な相談内容であることが多いため、継続して事業を実施する必要がある。



しかし、地域女性活躍推進交付金の「つながりサポート型」事業においては、令和6年度以降の事業継続の見通しは示されておらず、負担割合は国3/4、県1/4となっている。

また、令和4年度に同交付金を活用して実施する本県の「つながりサポート事業」においては、前年度に同様の事業を実施していたことのみをもって交付金内示額が減額され、他財源の充当を余儀なくされた。

◆実現による効果

国が事業費全額を地域女性活躍推進交付金により継続して措置することで、不安や課題を抱える女性の相談を受け付ける相談室における相談員の人員体制が拡充され、必要な支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

3 ひきこもり支援の充実

【提案内容】

提出先 厚生労働省

ひきこもり支援を推進する体制構築のため、民間支援団体等への財政的支援の一層の拡充を図るとともに、**補助対象経費に職員の人工費等を含めるなど、柔軟な活用を可能とするよう改めること。**

また、市町村へのひきこもり地域支援センター等立上げ支援に対し、都道府県の負担をなくし、国において十分な財政措置を講じること。

さらに、メタバース（仮想空間）内における居場所づくりや、インターネット広告を利用した各種支援策の周知など、**デジタル技術を活用した事業についても、補助対象として支援の充実を図ること。**

◆現状・課題

ひきこもり状態にある本人や家族等の支援については、市町村やNPO等の身近な地域における支援体制の充実や居場所づくりの拡充が欠かせない。一方、ひきこもり支援に当たるNPO等に対する財政的支援は脆弱で、活用できる助成金についても、人工費や利用者への現物給付に充てることができず、運営に支障を來している旨の報告を受けている。

また、市町村によるひきこもり地域支援センター等の立ち上げ時に、都道府県による予算措置が必要となるため、機動的に事業実施できる状況にない。

◆実現による効果

補助内容の拡充により、ひきこもりの当事者やその家族への支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局青少年課)

4 ひとり親世帯の医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、厚生労働省

ひとり親世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において全国一律のひとり親世帯の医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに全面廃止すること。

◆現状・課題

ひとり親世帯の約5割が相対的貧困の状況にあるなど、ひとり親家庭の生活の安定と自立は喫緊の課題である。

全ての都道府県において、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにすることで健康の保持と福祉の増進を図るものとして、ひとり親家庭等を対象に単独で医療費助成制度を実施している。

しかしながら、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象となる子どもの年齢や一部負担金の額、所得制限の内容など、地方自治体の財政力などにより制度が異なっていることから、地域間の格差解消の観点や子育て施策充実の観点からも国における医療費助成制度創設が望まれる。

また、現在、地方自治体が独自に医療費の助成を行った場合、国民健康保険の国庫負担減額調整措置が行われている。令和5年3月末に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、子どもの医療費助成の実施に伴う減額調整措置を廃止する方向性が示されたが、ひとり親世帯の医療費助成に関する減額調整措置については廃止の方向性は示されていない。令和3年度、本県においては、ひとり親世帯の地方単独医療費助成制度の実施に伴い約2億円が減額されており、このうち、ひとり親世帯の子どもに係る減額調整分は減少する見込みであるが、引き続き、市町村の国保財政に影響を与えるものであることから、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課、健康医療局医療保険課）

VIII 教育

17 公立中学校等における休日の部活動の地域移行

1 公立中学校等における休日の部活動の地域移行に伴う必要な財源の確保

【提案内容】

提出先 文部科学省、スポーツ庁、文化庁

(1) 地方自治体が、国が示したガイドラインを踏まえ、円滑に休日の部活動の地域移行に取り組むとともに、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が安心して地域クラブ活動の受け皿を担えるよう、必要となる経費の全体像を示すこと。

また、その経費については、生徒やその保護者、地方自治体や地域スポーツクラブなどに新たな費用負担を生じさせることなく、生徒が従来どおり低廉な負担でスポーツや文化芸術等の活動を継続できるよう、国において、十分な財政措置を改革推進期間にかかわらず継続的に講じること。

加えて、各地方自治体が、地域の実情に応じた多様な手法で取り組めるよう、柔軟に活用できる財政措置を講じること。

◆現状・課題

国は、令和4年12月27日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を示し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととした。

本県では、令和4年7月現在、33市町村が設置する中学校等408校で、全生徒の約81%に当たる約16万2,600名が部活動に加入している。また、県内においては地方自治体ごとに地域クラブや指導者の数に差があり、財政規模も異なる。

休日の部活動の地域移行の実現に向けては、生徒、保護者や地域クラブ活動の担い手となるスポーツ・文化芸術団体等の関係者に協力いただくために、国が必要となる経費の全体像を算出し、国において十分な財政措置を講じることを示すことで、地域移行への不安感を解消する必要がある。

また、市町村や学校、部活動の種目ごとに、実情や課題が異なり、解決に向けて様々な手法がとられることが想定されるため、取組に格差が生じることがないよう十分な財政措置が必要となる。

また、指導者への謝金や施設使用料、保険への加入等の費用については、受益者負担とした場合、経済的に困窮する家庭の生徒においては、活動機会が奪われてしまう懸念がある。

◆実現による効果

国が、必要となる経費の全体像を示すとともに、継続的かつ万全な財政措置を講じることで、生徒や保護者にとって、低廉な負担でスポーツ・文化芸術等の活動を継続することができ、地方自治体も財政規模にかかわらず県全域で部活動の地域移行を推進できる。

(神奈川県担当課：スポーツ局スポーツ課、国際文化観光局文化課、教育局保健体育課、子ども教育支援課、生涯学習課)

- (2) 当面の間は学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、市町村が必要な部活動指導員を配置できるよう、国において十分な財政措置を講じること。

◆現状・課題

国から示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について、学校施設を活用した活動に指導者を派遣する体制や、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学生が参加する体制を直ちに整備することが困難な場合は、当面、学校部活動の地域連携として、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することとされている。また、令和5年度当初予算においても、中学校における部活動指導員の配置支援事業は令和4年度の12億6,000万円より拡充し14億600万円計上されている。

本県においても、段階的な体制整備を進めるに当たり、今後の教員の負担軽減及び地域クラブ活動へ移行する際の指導者確保のためにも、部活動指導員の配置は大変効果的と考えている。しかし、現在の補助割合は国1／3、県1／3、市町村1／3となっており、財政規模の小さい市町村にとっては費用負担が大きく、政令市を除く30市町村のうち22市町村は部活動指導員の配置を断念せざるを得ない現状がある。

県内市町村の部活動指導員の配置希望状況（令和5年度：政令市除く）

配置希望あり（8市）	配置希望なし（8市、13町、1村）
横須賀市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、秦野市、小田原市	鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町、大和市、愛川町、清川村、平塚市、伊勢原市、大磯町、二宮町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

国の補助事業活用時の部活動指導員一人当たりの市町村負担額=約17万円[令和3年度実績]

◆実現による効果

国が、部活動指導員について、万全な財政措置を講じることで、生徒の活動環境を充実させ、また、将来の地域における指導者確保につながり、財政規模にかかわらず県全域の地方自治体で部活動の地域移行を推進することができる。

（神奈川県担当課：教育局保健体育課、子ども教育支援課、生涯学習課）

18 教員不足の解消に向けた対策

1 納特法の見直し等、教員の処遇改善

【提案内容】

提出先 文部科学省

教育の質の維持向上のため優秀な人材を教員として確保することができるよう、その職務の専門性や勤務時間に見合った処遇を可能とする給与制度の見直しなど、処遇改善を進めるとともに、制度の見直しに当たっては、地方への過度な負担とならないよう、国において必要な財政措置を講じること。

◆現状・課題

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（納特法）により、教員は、時間外勤務手当が支給されない代わりに、教職調整額（給料月額×4%）が支給されているが、この4%は、昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合としており、現在の教員の勤務実態と大きく乖離している。

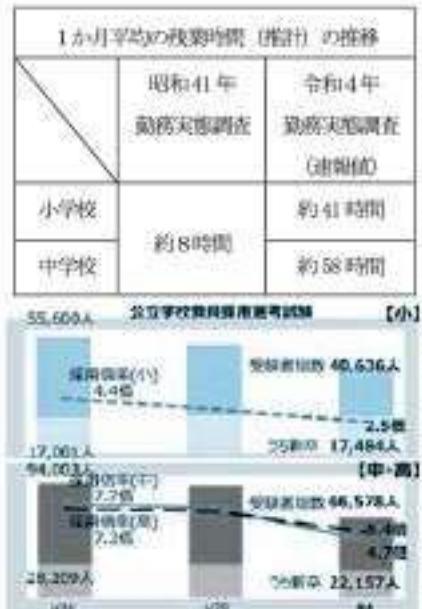
令和3年度に国が実施した調査により、教員不足の憂慮すべき実態が明らかとなり、本県においても、全ての校種において、教員不足が生じている。児童生徒等に充実した学びを保障し、学校が持続的かつ魅力的な組織であるため教員不足の解決を図ることが急務となっている。教員不足の解決のためには、教員の就労条件を改善し、学校の勤務環境が「ブラック」であるとのイメージを払拭する必要がある。

国は、令和4年度の勤務実態調査の結果を踏まえ、教員の処遇の在り方を検討するとしているが、時間外勤務手当の支給や教職調整額の拡大については、予算の確保が課題となる（義務教育の教職員人件費については、現行の義務教育費国庫負担制度による国の負担は3分の1にとどまる）。

◆実現による効果

教員の処遇が改善されることにより、教員が魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教員自身も誇りとやりがいをもって働くことができる。

その結果、質の高い教員の確保と効果的な教育活動が期待でき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現できる。



(神奈川県担当課：教育局教職員企画課)

2 学校における働き方改革の一層の推進

【提案内容】

提出先 文部科学省

教員が児童・生徒への指導等に注力できる職場環境を整備するため、スクールカウンセラー等の専門的な支援を担う人材やスクール・サポート・スタッフ等の教員の役割を分担する人材を、全ての公立学校に常勤職員として配置できるよう措置するとともに、更なる教員定数の改善を図り、学校における働き方改革を一層推進する措置を講じること。

◆現状・課題

働き方改革を推進する取組の一つとして、国は平成30年度から教員業務支援員（S S S）の配置支援を実施している。本県では、政令市を除く市町村立学校全校にS S Sを配置しており、働き方改革に一定の効果が見られるが、配置時間数に限りがある。市町村から更なる配置時間拡充の強い要望もあり、配置を充実させる必要がある。

また、令和4年12月19日の中央教育審議会答申では、「働き方改革の推進のため「国において教職員定数の改善や支援スタッフの充実等、あらゆる施策を講じる必要がある」とされている。

長時間勤務の教員が多い中、勤務環境が志願者の動向に影響を与えていくとの指摘もあり、人員増につながる定数改善を進める必要がある。

◆実現による効果

本県教員の一人当たりの勤務時間をS S S配置前の令和元年度と配置後の令和3年度を比較すると、週4.3時間削減され、配置効果が明らかになっており、常勤職員として配置することにより、更なる勤務時間削減効果が期待できる。

配置効果 文部科学省が行った教員状況調査の結果	
令和元年度 (SSS未配置)	△4.3h/週
教員一人当たりの勤務時間数 55.1h/週	△4.3h/週
令和3年度 (SSS配置) 教員一人当たりの勤務時間数 50.8h/週 (令和元年度6ヶ月の延長の1週における勤務時間数)	

また、定数改善で負担軽減、勤務環境が改善されることにより、教員のイメージが改善、志望者が増加し、質の高い教員集団の形成が見込まれ、子どもたちの学びの保障につながる。

(神奈川県担当課：教育局教職員人事課)

IX 県民生活

19 拉致問題の早期解決

1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現

【提案内容】

提出先 内閣官房、外務省

- (1) 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、米国や韓国をはじめ国際社会と連携・協調し、**拉致問題の徹底的な全容解明**と特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び**早期帰国の実現**を図ること。

◆現状・課題

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから、既に19年が経過した。拉致被害者の帰国を持つ家族の高齢化も進み、残された時間は非常に少なく、家族会及び救う会からも「全拉致被害者の即時一括帰国」が強く求められており、早期帰国の実現が必要である。

北朝鮮は、核実験の実施や弾道ミサイルの発射等挑発行為を続けてきたが、国際社会からの厳しい圧力を受け、平成30年の平昌オリンピックを契機に、対話路線に転換し、体制の保証と制裁緩和を求め、中国、韓国、米国及びロシアと相次いで首脳会談を開催してきた。しかし、令和4年1月以降も弾道ミサイル等を相次ぎ発射するなど、対話路線は停滞している。その一方で、拉致問題については、北朝鮮は「既に解決済み」との主張を繰り返し、ストックホルム合意以降は進展が見られていない。さらに、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、外交交渉が停滞している状況にある。これまで2回の米朝首脳会談で拉致問題が提起されたが、最終的には日朝首脳間の直接対話により解決しなければならない。

拉致問題は、日本と北朝鮮との関係にとどまらない国際的な人権侵害問題であることから、米国や韓国をはじめ国際社会と連携して取組を進める必要がある。

また、安否不明者の生存確認など、北朝鮮による拉致の可能性が排除できない特定失踪者にまで拉致問題の取組を広げる必要がある。



◆実現による効果

拉致問題の全面解決及び拉致被害者等の帰国により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (2) 「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、日朝政府間協議に臨むとともに、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持し、**拉致問題の全面解決を粘り強く迫ること。**

◆現状・課題

外交交渉や制裁措置の実施にもかかわらず、拉致問題はいまだに解決していない。政府は、「対話と圧力」、「行動対行動」を基本姿勢として、拉致問題の全面解決に向けて、北朝鮮の行動を促す圧力となるような方策を講じ、事態の打開を図る必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

(3) 北朝鮮に不測の事態が発生した場合に備え、拉致被害者等の救出及び安全確保のため、関係諸国や国際機関等と連携し、適切に対応できるよう準備を進めること。

◆現状・課題

北朝鮮は、組織的、広範かつ深刻な人権侵害を行っており、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会」報告書においても非難されている。また、北朝鮮は平成29年の核実験実施、弾道ミサイル発射の後は、平昌オリンピックを契機に対話路線に転換したが、近年でも弾道ミサイル等を発射するなど、対話路線は停滞している。朝鮮半島を巡る情勢には今後とも注視する必要がある。

国際社会が北朝鮮に対する国連安保理決議に基づく措置に取り組む中、北朝鮮は体制維持のため、厳しい対応を行っており、万が一体制が崩壊するなど不測の事態が発生した場合、拉致被害者等邦人の救出及び安全確保が課題である。

◆実現による効果

北朝鮮に不測の事態が生じた場合、円滑な邦人の救出及び安全確保が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

(4) 拉致問題を風化させないための取組をより一層強化すること。

◆現状・課題

拉致問題は、発生から40年以上の長い年月が経過しており、拉致被害者等家族の高齢化も進んでいる。解決に向けては、国民の世論を盛り上げ、交渉の後押しをしていく必要がある。

しかしながら、問題発生から長い年月が経過しているため、絶えず世論を盛り上げ維持していくためには、粘り強い啓発活動を実施していく必要がある。

○令和4年度拉致問題に関する本県の主な取組

1 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会

- ・ 年月日 令和4年12月15日～令和5年3月4日の間 計5回
- ・ 場 所 県内5か所
- ・ 参 加 452名 (YouTube Live配信及びアーカイブ配信も実施：再生回数1,276回)

2 「すべての拉致被害者救出を！」めぐみさんと家族の写真展

- ・ 年月日 令和4年12月11日
- ・ 場 所 新都市プラザ
- ・ 内 容 横田めぐみさんと家族の写真展、神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル展示、アニメめぐみの上映、等

3 神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル等の展示

- ・ 期 間 令和4年4月～令和5年3月
- ・ 場 所 48か所 (県民利用施設や県内市役所ロビーなどで実施)

4 拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い—奪還—」鎌倉市公演

- ・ 年月日 令和5年3月1日
- ・ 場 所 鎌倉芸術館 小ホール
- ・ 参 加 282名

5 拉致問題啓発タペストリー (縦1.5m×横9.4m×2枚) の掲出

- ・ 掲出期間 平成30年10月5日からめぐみさんの帰国まで
- ・ 場 所 県庁エネルギーセンター棟 2階フェンス

◆実現による効果

拉致問題の風化を防止し、解決に向けた国民世論が喚起される。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

20 ハイツスピーチ対策の推進

1 ハイツスピーチ対策の推進

【提案内容】

提出先 総務省、法務省

ハイツスピーチ解消法制定以後も、ハイツスピーチは後を絶たないため、全国一律の判断基準に基づいた実効ある規制が行われるよう、同法を見直すこと。

また、インターネット上におけるハイツスピーチ対策として、国や地方自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示をすることを可能とするなど拡散防止に係る法改正等を実施すること。

◆現状・課題

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に関する法律（ハイツスピーチ解消法）」は、「不当な差別的言動（ハイツスピーチ）」の定義は規定されているものの、その範囲は必ずしも明確ではない。

また、同法第3条の基本理念においては、「国民は不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるものとし、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と規定されているが、「ハイツスピーチを行ってはならない」、「人種、民族などを理由に差別を行ってはならない。」などとする差別禁止規定などは設けられていない。

ハイツスピーチについては、日本国憲法第21条に基づく「表現の自由」に十分配慮しつつも、その範囲を明確にし、表現者に対しハイツスピーチを行わないよう徹底させる必要がある。

次に、同法第4条第2項では、「地方公共団体は、（中略）国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定されており、この規定に沿っていくつかの地方自治体では、「公共の施設利用のガイドライン」や「インターネット上の拡散防止策」を講じている。

しかし、同法においてハイツスピーチの範囲が明確には規定されていないことから、「ハイツスピーチか否か」の判断が地方自治体ごとに異なることとなり、憲法上保障される表現の自由という重要な権利に関することであるにもかかわらず、全国で統一が取れていないという好ましくない事態が生ずる恐れがある。このため、ハイツスピーチか否かの判断基準は、国において明確化することが必要である。一部の地方自治体では、公共の施設利用のガイドラインやインターネット上の拡散防止策に付随して、ハイツスピーチか否かを判断する審査会を設置しているが、国においてそうした審査会を設置するなどしてハイツスピーチか否かを一元的に判定すべきである。

さらに、ハイツスピーチ解消法では、附則において、「法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」と規定しているが、法施行後もなお、特にインターネット上のハイツスピーチが後を絶たないことからも、より実効ある規制が行われるよう法律の見直しが必要である。

インターネット上におけるハイツスピーチ対策についても、同法においてハイツスピーチの範囲が明確にされておらず、差別禁止規定も設けられていないことから、拡散防止策が進

んでいない。プロバイダなどインターネット関連の団体で構成される「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が作成した「プロバイダ責任制限法名譽毀損・プライバシー関係ガイドライン」では、法務省人権擁護機関からの情報削除依頼への対応が記載されているが、地方自治体による削除依頼については、記載されていない。

また、ヘイトスピーチと思われる書き込みについて、プロバイダへ削除依頼を行ったとしても、実際に削除を行うか否かはプロバイダの判断に委ねられているため、実効性に乏しく、さらに通信の秘密が侵されなければならないものとされている（電気通信事業法第4条第1項）ことから、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど拡散防止に係る法改正等が必要である。

◆実現による効果

ヘイトスピーチにさらされ、悩みや苦しみを抱え、心がむしばまれている当事者（外国籍県民等）の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現と、県民一人ひとりの外国人に対する人権尊重の機運の定着が図られる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室）

X 県土・まちづくり

21 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

1 幹線道路網の整備と活用

【提案内容】

提出先 国土交通省

- (1) 一層の観光振興や生産性の向上を図り、ポストコロナ社会の持続的な経済成長を実現していくため、「新東名高速道路」、「横浜湘南道路・高速横浜環状南線（圏央道）」及び「厚木秦野道路」の早期整備を図ること。また、「新東名高速道路」の全線6車線化の実現や海老名以東の計画の具体化などを図るとともに、「伊豆湘南道路（神奈川と静岡の県境をまたぐ道路）」の計画の具体化に向け支援すること。
- (2) 高速道路ネットワークを最大限活用できるよう、局所的な渋滞対策やスマートICの早期整備を図ること。
- (3) 高速道路ネットワークと一体となって地域の交流連携を支える幹線道路の整備や、地方創生の拠点となる道の駅の整備を推進するために必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

首都圏機能の一翼を担う本県の道路網は、人口や都市機能の集積に比して整備が十分とは言えず、円滑で安定的な経済活動を支える幹線道路網の整備が急務となっている。

◆実現による効果

広域的な交通利便性の向上などにより、本県はもとより、首都圏全体の経済の好循環が図られる。また、災害時における応急活動などを支える基盤の充実強化が図られる。



(神奈川県作成)

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課)

2 鉄道網の整備促進

【提案内容】

提出先 総務省、国土交通省

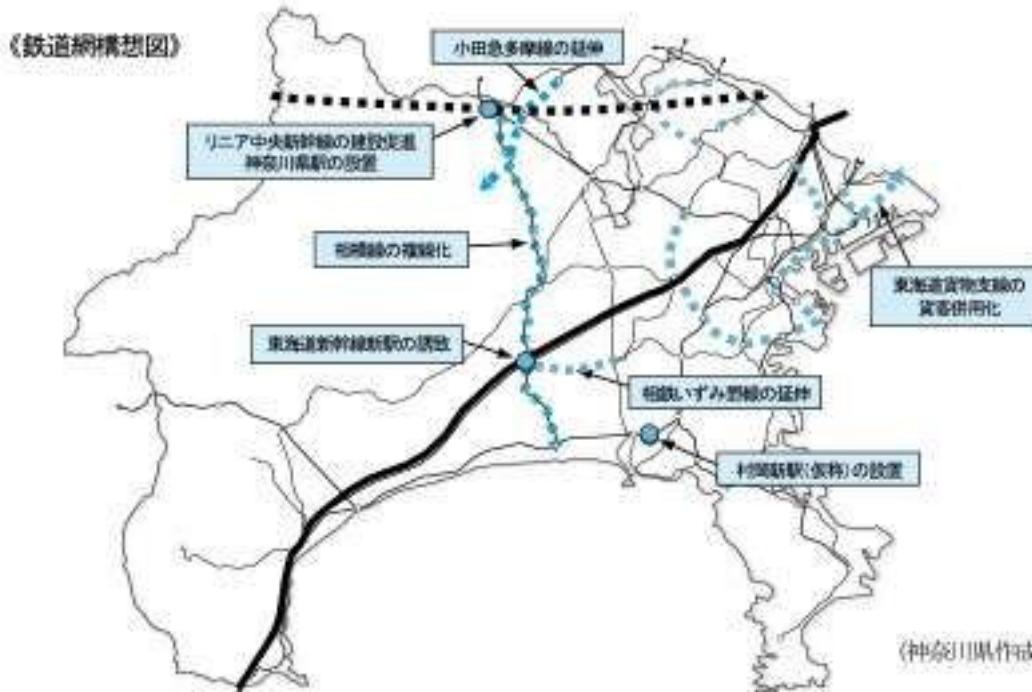
- (1) リニア中央新幹線については、国家的プロジェクトを推進する立場で、より積極的に関与し、一日でも早い開業に向け整備を促進するとともに、神奈川県駅（橋本）周辺のまちづくりについても、重点的に地方自治体へ支援を講じること。
- (2) 藤沢市村岡地区の東海道本線新駅の整備を推進するため、駅や駅周辺の一体的なまちづくりへの確実な予算措置を講じるとともに、駅整備に地方債を充当できる制度の整備を図ること。
また、寒川町倉見地区の東海道新幹線新駅の実現に向けて、駅整備等に要する地元自治体の財政的な負担を軽減する制度の整備を図ること。
- (3) 相鉄いずみ野線の延伸、相模線の複線化、東海道貨物支線の貨客併用化、小田急多摩線の延伸など、神奈川の拠点づくりを支える鉄道ネットワーク形成に資する事業について、助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築など公的支援を拡大すること。

◆現状・課題

少子高齢化社会の本格化や環境問題の顕在化など、社会情勢が変化する中で、「コンパクト＋ネットワーク」の観点から、都市づくりを進めるため、利便性の高い鉄道網の形成が必要である。

◆実現による効果

東京都心への過度な一極集中を改善し、災害リスクや人口減少などの課題を首都圏全体で受け止めることにより、都市機能の向上や国際競争力の強化などに大きく寄与する。



(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課、交通企画課、都市整備課)

3 新たなモビリティサービスの取組促進

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、国土交通省

少子高齢化の進展や人口減少が見込まれる中、あらゆる人がどこでもシームレスかつ自由に移動でき、コミュニティの活性化が図られる社会を実現するため、新たなモビリティサービスの取組について支援を行うとともに、その導入が促進されるよう、必要な予算措置を講じること。

さらに、ICT・AI等を活用し、渋滞を解消するなど交通基盤をより使いやすくする取組を推進すること。

◆現状・課題

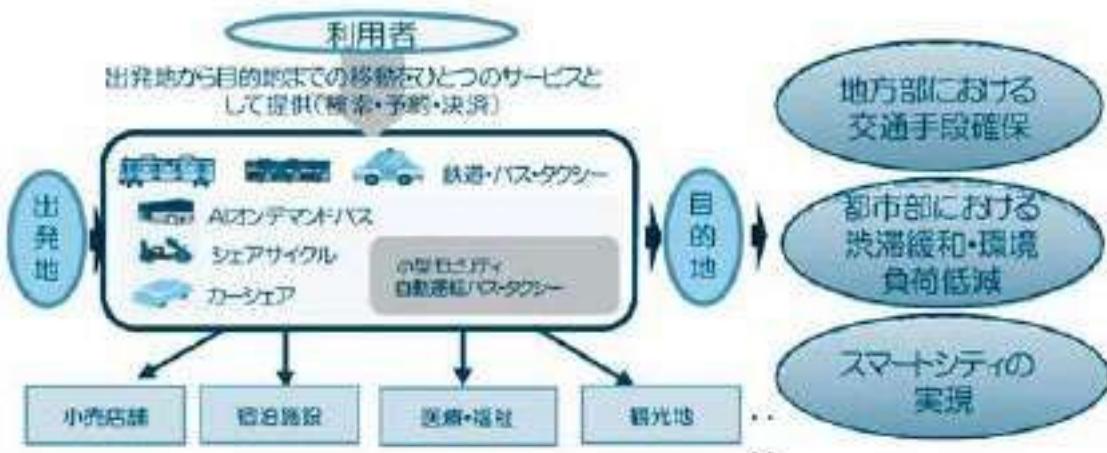
近年、ICT・AIなどの技術革新の進展に伴い、MaaSなど、新たなモビリティサービスの取組が県内各地で進められているが、地域交通の課題は様々であることから、地域の実情に適した新たなモビリティサービスの導入が図られるよう、引き続き、技術的・財政的な面からの国の支援が必要である。

また、国は、観光地周辺などで広域的に発生する渋滞を解消し、円滑な移動を確保するため、ICT・AI等の技術を活用し、渋滞の発生予測や、予測結果に基づき人や車の流れを最適化する検討を進めており、引き続き、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、渋滞を解消するなど交通基盤をより使いやすくする取組が必要である。

◆実現による効果

人の移動に関する様々な制約などの課題解決を図るとともに、IoT・AI等を活用した交通の最適化、運転業務の人手不足への対応、さらに、キャッシュレス化などの取組促進により、運賃・料金を含めワンストップでシームレスなサービス提供が可能となり、コミュニティが活性化した豊かな社会の実現が期待される。

MaaSにおける基本的な考え方



(出典)「国土交通白書 2020」(国土交通省総合政策局)

県内の主な取組状況



(令和5年3月現在)

地域等	主な取組状況
横浜市	AIオンデマンドバス(4件)、混雑情報提供システム、電動キックボードシェアリング、シェアサイクル(2件) 計8件
川崎市	郊外型MaaS、観光型MaaS、乗合送迎サービス(2件)、電動キックボードシェアリング、シェアサイクル 計6件
相模原市	EVカーシェア、グリーンスローモビリティ、シェアサイクル
横須賀・三浦地域	観光型MaaS、Universal MaaS、電動キックボードシェアリング、シェアサイクル
湘南地域	観光型MaaS、自動運転バス、シェアサイクル
県西地域	観光型MaaS、EVカーシェア、混雑情報提供システム、新モビリティサービス推進協議会、シェアサイクル

(神奈川県担当課：県土整備局交通企画課、道路企画課)

22 摩耗した路面標示の補修促進

1 路面標示の補修促進

【提案内容】

提出先 国土交通省

本県では、交通管理者である県警察と協同して、AIの活用により県内の路面標示の摩耗状況を点検し、そのデータを県内の道路管理者と共有の上、速やかな補修に繋げる「AI技術により消えかけ白線ゼロ」を目指している。

摩耗した路面標示のうち、区画線は各道路管理者が補修するものであるが、着実に補修が進められるよう、補助対象となっている区画線の新設に加え、消えかかった区画線の補修も対象とするなど、国の補助制度を拡充するとともに、必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

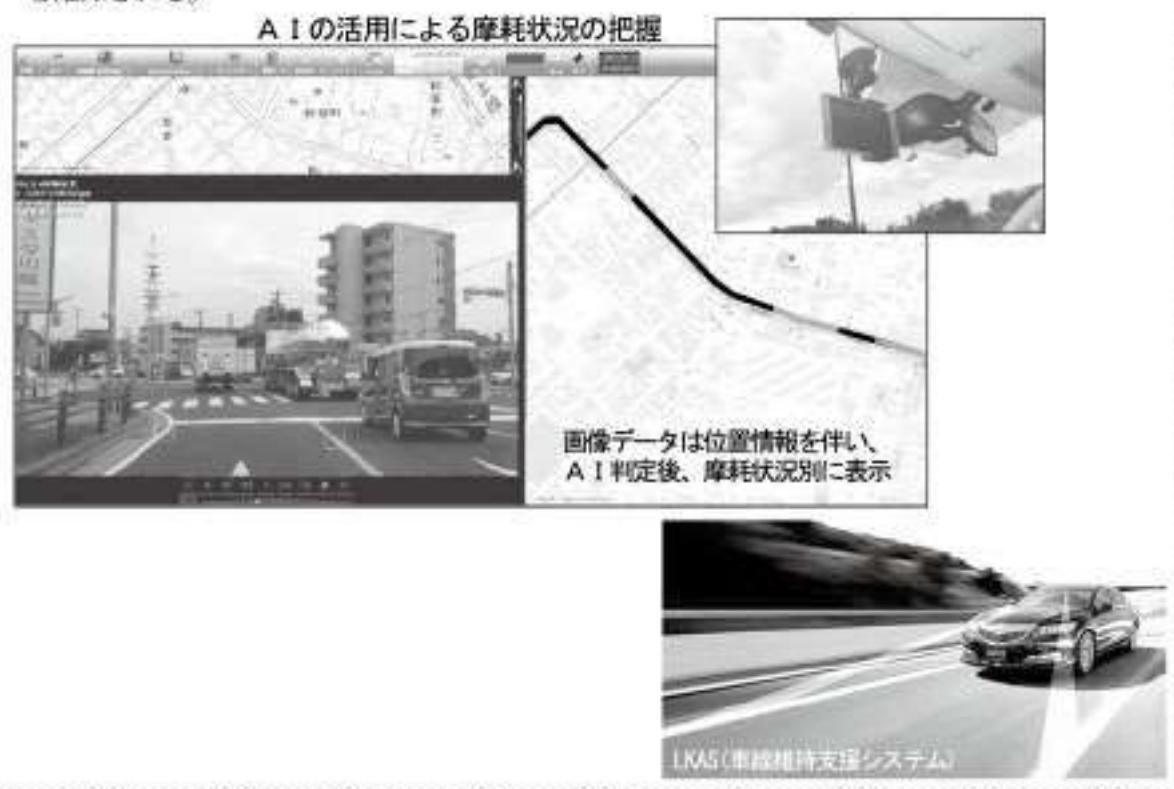
交通管理者が設置・管理する横断歩道等や道路管理者が設置・管理する区画線は、交通の安全と円滑を図る重要な施設である。

消えかかった横断歩道等に対する苦情や要望も多く、県警察では予算を増額の上、補修を促進することとしているが、とりわけ財政力の弱い市町村では、十分な予算が確保できず、区画線の適切な補修が行えないことから、国による十分な支援が必要である。

◆実現による効果

AIの活用による情報共有と国の支援が強化されることにより、各道路管理者による区画線の速やかな補修が可能となり、安全で安心な道路環境が確保される。

また、区画線の適切な維持管理が行われることで、自動運転（運転支援）に必要な走行環境も確保される。



(神奈川県担当課：県土整備局道路管理課)

23 水道事業広域化の推進

1 水道事業広域化の推進

【提案内容】

提出先 総務省、厚生労働省

各水道事業者が、将来にわたって安全で良質な水を安定的・効率的に継続して供給できるよう、水道広域化推進プランに基づいて給水区域を超えた連携に取り組むなど、広域化を推進するための仕組みを整えること。

また、地域の実情に応じた広域化が実現できるよう、生活基盤施設耐震化等交付金については、対象外である事業統合や経営の一体化を伴わない施設の共同化など「業務の共同化」についても交付対象とすること。

◆現状・課題

水道事業を取り巻く経営環境は、急激な人口減少に伴う水需要の減少や施設・管路の老朽化等厳しさを増していることから、基盤強化を図るため平成30年12月に水道法が改正（令和元年10月に施行）されるとともに、多様な広域化について取組を進めるため、都道府県に対し、水道広域化推進プランを策定するよう要請された。

本県では、令和4年度に「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定し、県内水道事業の広域化の推進方針等を示し、今後、市町村の区域を超えた広域化を推進していくこととしている。

そこで、県内水道事業者が資機材の共同購入やシステムの共同化の検討を具体に進めていくために、技術的支援や、課題を解決し、広域化を推進するための協議の進め方・資機材統一方法の基準等を記載したガイドラインの作成等、プランを実行に移すための仕組みを整える必要がある。

改正水道法に基づく国、都道府県等の責務（水道法第2条の2・平成30年12月12日法第92号）

主 体	責 务	第2条 の2
国	◆水道の基盤強化に関する基本的、総合的な施策を策定し、推進。 ◆都道府県及び市町村並びに水道事業者等に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。	第1項
都道府県	◆市町村区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤強化に関する施策を策定し、実施するよう努めなければならない。	第2項
市町村	◆区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤強化に関する施策を策定し、実施するよう努めなければならない。	第3項
水道 事業者等	◆事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。	第4項

また、神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の5水道事業者は、将来の水需要に見合った施設配置とするために、浄水場の統廃合等による「施設の共同化（図参照）」を実施することとしている。これらの浄水場の統廃合に必要な代替ルートの管路整備などは、膨大な資金が必要となるが、現在の生活基盤施設耐震化等交付金では「施設の共同化」は対象範囲外であるため、各事業者への経営の負担が重くのしかかる。こうしたことから、多様な広域化の形態の中から、地域の実情に応じた広域化が実現できるよう、「事業統合」や「経営の一体化」を伴わない「業務の共同化」についても、既存の交付金の交付対象とするなど財政支援制度の創設が必要である。

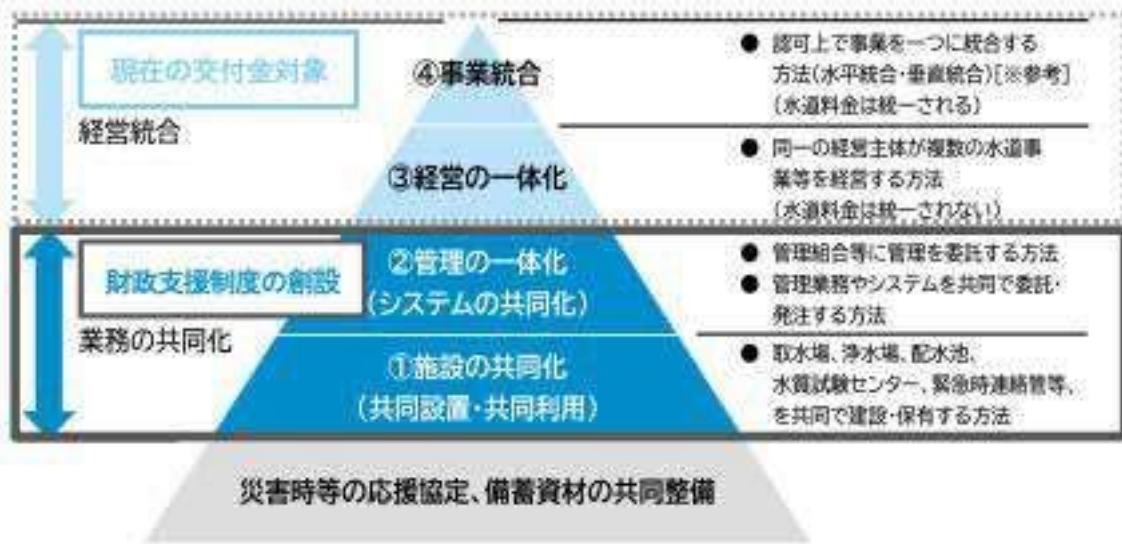


図 広域化の主な類型

◆実現による効果

水道広域化に係る様々な仕組みや、支援制度が充実されることにより水道事業者の広域化に対する意識が高まり、地域の実情に応じた広域化の取組が推進される。これにより、各水道事業者が将来にわたって、安全で良質な水を安定的・効率的に継続して供給できるようになる。

(神奈川県担当課：政策局土地水資源対策課、健康医療局生活衛生課、企業局計画課)

24 県営住宅の健康団地への再生

1 コミュニティ再生等に向けた県営住宅の建替推進

【提案内容】

提出先 国土交通省

(1) 本県では、県営住宅をだれもが健康で安心していきいきと生活できる「健康団地」へと再生することとし、建替えの際に入居者・近隣住民等の交流拠点となるコミュニティルームを併設するとともに、団地コミュニティの活性化を図るソフト事業の取組を進めている。

建替えには、PFI方式の導入を積極的に進めているが、PFI方式による建替事業は事業着手から終了まで長期間にわたり、着実に事業実施する必要があるため、継続的かつ十分な支援を行うこと。

また、大学生入居による団地活性化などのソフト事業についても引き続き協力を行うこと。

◆現状・課題

人生100歳時代において、県営住宅をコミュニティ再生・活性化の拠点となる健康団地へと再生するため、本県では、平成31年3月に「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」を策定した。

計画に基づき、今後の建替えに当たっては、団地全体をバリアフリー化し、コミュニティルーム等を併設するとともに、これまでの県直営建設方式だけでなく、PFI方式による建替えを積極的に進めていくこととしている。

本県では、以下のスケジュールにより、PFI方式による建替事業を進めているところであり、円滑に建替事業を行うためには、事業着手年度から終了年度まで、国による継続的かつ十分な支援が必要である。

① PFI事業実施団地（上満団地、追浜第一団地）について

令和4年10月に次の2団地について、PFI事業の契約を締結し、事業を進めている。

- ・上満団地（相模原市）：住戸数460戸、集会所、コミュニティルーム等の整備
- ・追浜第一団地（横須賀市）：住戸数120戸、集会所、コミュニティルーム等の整備

PFI事業実施2団地のスケジュール

令和4年度	本契約締結・事業着手
令和7年度	追浜第一団地 事業完了（事業期間：4ヶ年度）
令和9年度	上満団地 事業完了（事業期間：6ヶ年度）

② 今後のPFI事業団地の予定

上満団地、追浜第一団地の事業の検証を行い、今後のPFI方式の導入を検討していく。

◆実現による効果

PFI方式を導入して、老朽化した県営住宅の建替えの効率的な事業展開、工期短縮を図るとともに、県営住宅を「健康団地」へと再生することで、地域全体のコミュニティ再生・活性化の拠点として、持続的に役割を果たすことができる。

◇参考

＜団地コミュニティ活性化の取組＞

- ・住棟内に、入居者、近隣住民等の交流拠点を設置し、高齢者や子育て世帯向けサービスを誘致。
- ・大学生が県営住宅に入居し、コミュニティ活動に参加する仕組み（「神奈助人」：かなすけったーず）を構築。入居学生は、お祭りや草刈りなどの自治会活動に積極的に参加している。
- ・複数の県営団地で、住民を対象とした継続的な合唱レッスンや成果発表を行う「シニア合唱」事業を展開。
- ・健康づくりなどの専門の講師を派遣する講習会等を開催することで、団地住民の自発的なコミュニティ活動を促進。



子ども食堂を運営する
NPO法人の誘致



入居学生の自治会活動参加



シニア合唱の成果発表会

＜健康団地推進計画に基づく県営住宅ストック活用の全体方針＞

- ・建替えの時期を迎える昭和55年までに建設した住宅約2万8千戸は、法定耐用年限である建設後70年までに建替えるよう、30年間で実施する。
- ・小規模団地や需要・効率性等から将来的な活用に適さない団地は他団地への集約化（用途廃止）を進める。
- ・昭和56年以降に建設した住宅約1万7千戸は、適切な維持管理を行い、原則、法定耐用年限まで使用する。

(神奈川県担当課：県土整備局公共住宅課)

(2) 脱炭素社会の実現に資するため、県営住宅においても省エネルギー性能の向上や太陽光発電設備の設置促進を図る必要があり、当該事業を実施する地方自治体の取組に対して、継続的かつ十分な支援を行うこと。

◆現状・課題

国は2020年10月、2050年までの脱炭素社会の実現を目指すことを表明した。その後、2021年8月、脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会において、公的機関が建築主となって新築する公営住宅について、徹底した省エネルギー性能の向上や太陽光発電設備の設置の標準化を進める考え方を取りまとめられた。これらの実現のためには、国による継続的かつ十分な支援が必要である。

◆実現による効果

県営住宅の建替えにおいて、省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むことにより、脱炭素社会の実現に寄与できる。

(神奈川県担当課：県土整備局公共住宅課)

「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項 府省別一覧

内閣官房

- 3 脱炭素社会の実現
- 6 防災・減災、国土強靭化の推進
- 11 健康・長寿社会の実現
- 19 拉致問題の早期解決

内閣府

- 4 地方税財政制度の改革
- 5 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- 6 防災・減災、国土強靭化の推進
- 8 基地対策の推進
- 13 当事者目線の障がい福祉の推進
- 16 生活困窮者対策の推進
- 21 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

デジタル庁

- 5 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- 15 新型コロナウイルス感染症対策

こども家庭庁

- 1 安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備
- 2 子どもを守るセーフティネットの整備
- 14 医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策
- 16 生活困窮者対策の推進

警察庁

- 7 犯罪被害者等支援の充実強化

総務省

- 4 地方税財政制度の改革
- 5 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- 10 都市農業の持続的発展を図るために税制度の見直し
- 20 ヘイトスピーチ対策の推進
- 21 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上
- 23 水道事業広域化の推進

消防庁

- 5 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

法務省

- 14 医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策
- 20 ヘイトスピーチ対策の推進

外務省

- 8 基地対策の推進
- 19 拉致問題の早期解決

財務省

- 4 地方税財政制度の改革
- 6 防災・減災、国土強靭化の推進
- 10 都市農業の持続的発展を図るために税制度の見直し

文部科学省

- 1 安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備
- 2 子どもを守るセーフティネットの整備
- 5 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- 6 防災・減災、国土強靭化の推進
- 17 公立中学校等における休日の部活動の地域移行
- 18 教員不足の解消に向けた対策

スポーツ庁

- 17 公立中学校等における休日の部活動の地域移行

文化庁

- 17 公立中学校等における休日の部活動の地域移行

厚生労働省

- 1 安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備
- 2 子どもを守るセーフティネットの整備
- 11 健康・長寿社会の実現
- 12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進
- 13 当事者目線の障がい福祉の推進
- 14 医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策
- 15 新型コロナウイルス感染症対策
- 16 生活困窮者対策の推進
- 23 水道事業広域化の推進

農林水産省

- 10 都市農業の持続的発展を図るために税制度の見直し

経済産業省

- 3 脱炭素社会の実現
- 9 哀繁の課題に対応する中小企業への支援
- 11 健康・長寿社会の実現

資源エネルギー庁

- 3 脱炭素社会の実現

中小企業庁

- 9 哀繁の課題に対応する中小企業への支援

国土交通省

- 3 脱炭素社会の実現
- 6 防災・減災、国土強靭化の推進
- 10 都市農業の持続的発展を図るために税制度の見直し
- 21 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上
- 22 摩耗した路面標示の補修促進
- 24 県営住宅の健康団地への再生

気象庁

- 6 防災・減災、国土強靭化の推進

環境省

- 3 脱炭素社会の実現

防衛省

- 6 防災・減災、国土強靭化の推進
- 8 基地対策の推進



神奈川県

政策局自治振興部広域連携課（内線 3152～3155）
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111 (代表)